

平成 6 年 7 月 18 日設立認可（静岡県知事）

平成 13 年 11 月 16 日官公需適格組合認定（中小企業庁）

静岡県消防設備保守点検業協同組合

組合活動 30 年史

令和 6 年度（2024 年度）

地域の安全・安心及び地域経済の活性化を目指して

静岡県消防設備保守点検業協同組合は、法令遵守を行動指針に、官公庁発注の消防用設備等保守点検業務を通じて、地域の安全・安心及び地域経済の活性化に貢献します。

消防法が義務づけた「消防用設備等点検報告」など保守点検業務は、消防設備士など関係有資格者による有資格者点検を規定しており、こうした業務を「多数の有資格者業務体制」を備えた組合が支えています。

また、国から「官公需適格組合」の認定を受けた静岡県知事設立認可の協同組合(平成6年7月18日設立)として、共同受注の確保及び組合員への配分実施、原則再委託禁止の徹底、共同受注業務の適正実施等を遵守するとともに、国や県・市町施策との連携(貢献)に取り組みます。

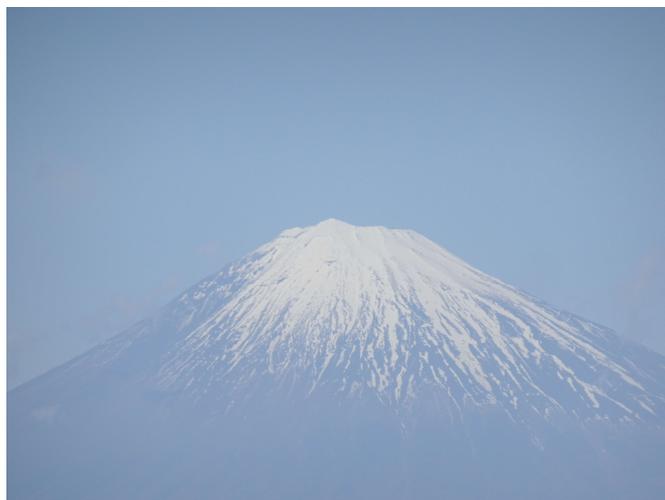
静岡県消防設備保守点検業協同組合は、未来に向け、地域の安全・安心及び地域経済の活性化を目指し、地域一体となった組合活動を推進してまいります。

令和6年度(2024年度)

官公需適格組合

静岡県消防設備保守点検業協同組合

役職員一同



目 次

挨拶	1
組合活動の推移	6
組合設立から第1回通常総会までの経過	8
組合の組織及び定款(事業)	11
組合役員(理事・監事)及び事務局責任者	12
組合名称・住所の変遷	14
特別寄稿	15
消防法(火災予防)の推進	16
現場(地域の安全・安心)を守る － 縁の下の力持ち －	17
組合の有資格者業務体制	18
法令遵守の消防用設備等保守点検料金 「積算基準」の普及・活用	20
共同受注の流れ	22
官公需適格組合の責務	23
事業及び事業環境	27
青年部会の活動	28
(参考) 全国の協同組合等との交流	29
組合活動(2017-2023年度) －未来へ－	30
(参考) 新型コロナウイルス感染症の経過	32
組合概要(中小企業庁「官公需適格組合便覧」)	33
組合役員・組合員	34
関係法令	37
地方自治法第99条に基づく地方議会意見書	39
静岡県議会可決承認(全会一致)平成30年7月10日	

SDGs「火災予防の推進」
新たな協同組合活動の創造へ

ふじのくに組合活動30年の感謝と未来へ

組合活動30年を迎え、これまで組合活動を
支え、ご協力や連携、ご支援等を賜りました
組合員、組合関係者及び多くの皆様方に、
心より御礼と感謝を申し上げます。



組合が、設立30年を通過点として、今後も着実に組合活動を
積み重ね、地域の安全・安心及び地域経済の活性化に貢献でき
ますよう、組合員や組合関係者はもとより関係の皆様方を含む
全ての皆様におかれましては、より一層のご協力や連携、ご支
援等を賜りたくお願いを申し上げます。

令和6年度吉日

官公需適格組合

静岡県消防設備保守点検業協同組合

理事長 西川 和宏



組合活動 30 年によせて

静岡県知事

川勝 平太

静岡県消防設備保守点検業協同組合が、創立 30 周年を迎えられましたことを心からお慶び申し上げます。貴協同組合は、平成 6 年の創立以来 30 年にわたり、県内における消防用設備等の普及や適切な維持管理に寄与するとともに、消防用設備設置者に対し、異常発生時の迅速な対応のみならず、防災計画の作成や防災訓練を支援するなど、地域に密着して、安全・安心の確保に取り組んでこられました。

また、静岡県消防学校において実施している消防職員に対する研修についても、講師派遣などの御協力を頂いているところであります。歴代の役職員の皆様をはじめ、関係の皆様のご熱意と御尽力に深く敬意を表するとともに、感謝申し上げます。

近年の国内の火災件数は、概ね減少傾向にあります。令和 4 年には 3 万 6,000 件余の火災が発生し、そのうち建物火災は 2 万件余と、全体の 56% を占めています。また、火災による総死者数は 1,452 人で、そのうち建物火災による死者数は 1,173 人と、全体の 81% を占めており、住宅用火災警報器の普及等に伴い減少してはいるものの、年間 1,000 人を超える尊い人命が失われています。

このような状況の中、本県では、県政運営の基本理念である「富国育徳の美しい“ふじのくに”づくり」の具現化に向け、総合計画で掲げた 12 の政策の一つとして「命を守る安全な地域づくり」を推進しております。その中で、基本理念を実現するための具体的な取組として、危機管理体制の強化、防災・減災対策の強化を推進しているところです。

こうした県の施策の推進と併せ、県民一人ひとりが防火対策の必要性を認識し防火に対する正しい知識を得ることが重要であり、専門的な知識と技術を有する貴協同組合の御協力が不可欠であります。県民の皆様のご安全・安心の確保に向けて、今後とも、より一層の御支援、御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

結びに、静岡県消防設備保守点検業協同組合の一層の御発展と、組合員の皆様のますますの御活躍を祈念申し上げます。お祝いの言葉といたします。



組合活動30年によせて

静岡県議会議長
中 沢 公 彦

静岡県消防設備保守点検業協同組合が平成6年7月に組合設立の認可を受け、この度活動30年という大きな節目を迎えられましたことに心からお祝い申し上げます。組合設立以来、平成13年には「官公需適格組合」としての認定を受け、組合による共同受注を通して、点検業務者の育成と質の向上を図り、業界全体の社会認知性の向上や発展に大きな実績を上げられました。また、令和2年2月に「ふじのくに発・地域一体となった提案型共同受注活動の創造」が、全国で例のない協同組合活動として、全国表彰を受けたことは本県の誇りです。

さて、消防用設備等保守点検業務は、消防法が義務づける法定定期点検の実施により万が一の災害時に備えた大変重要な業務でありながら、普段はあまり意識されることがない分野という側面もあり、まさに社会の「縁の下の力持ち」といった業種ともいえます。特に、消防用設備等の法定定期点検を行う現場作業の方々の献身的な努力により、24時間365日、県民生活の安全安心が守られていることに、心から敬意と感謝の意を表します。

ところで、「地震・カミナリ・火事・オヤジ」なんて言葉がありました。オヤジはさて置き、地震もカミナリも火事につきものです。特に、昨今の地震において火災により犠牲になられる方も少なくありません。社会の安全安心のため、「備えあれば憂いなし」の如く欠かせない防災・消防等の設備整備はもちろん、その設備の定期点検の実施、そして危機管理意識を高く持ち、万が一の災害に備える自助共助の醸成が重要であります。その一翼を担う貴組合には、こうした積み重ねと連携のための大きなパイプ役となってご活躍いただけることと存じます。自立たぬものの社会を支える、なくてはならない業界分野であり、その先鋭であり中核である貴組合の更なる発展こそ、社会全体の危機管理体制の向上と安全安心の増大につながっていくものと確信しています。

最後に、西川理事長をはじめとする貴組合の目指す将来として、業法制定の実現があると存じます。消防用設備等保守点検の責任所在を明確にし、業界の更なる社会認知性向上、団体・法人の発展に大きな役割を果たす業法制定は、その意義が大変大きいと理解しております。私も微力ではありますが、皆様とともに業法制定に向けた活動に尽力してまいりたいと思います。

結びに、皆様の益々のご発展とご活躍を祈念いたしまして、ご挨拶いたします。



組合活動 30 年によせて

静岡県消防長会

会長 池田 悦章

この度、貴組合活動が 30 年を迎えられますこと、誠におめでとうございます。
日頃、貴組合並びに組合員の皆さまには、消防用設備等の適切な保守点検をとおし、万が一の備えとしての消防用設備等の安心と安全の確保にご尽力されておりますこと、消防機関を代表し厚く感謝申し上げます。

さて、「2024 年問題」に代表される、我が国の将来の働き手の減少は、貴組合が有する消防用設備等の保守点検に係る専門的知識・技術の維持・伝承にも大きな影響を与えかねないことであり、人材育成は今や業種を問わない喫緊の課題となっております。

このことに対し、貴組合は長きに亘る実績と、様々な工夫をもって心を砕いて臨まれており、その取組を大変心強く感じているところでございます。

結びに、今後とも、防火対象物の利用者の安全と火災被害の低減のため、貴組合並びに組合員の皆様の更なるご活躍を祈念し、組合活動 30 年のお祝いの言葉とさせていただきます。



組合活動 30 年によせて

静岡県中小企業団体中央会
会長 山内 致雄

この度、静岡県消防設備保守点検業協同組合様が創立 30 周年を迎えられましたことを心からお慶び申し上げます。貴組合におかれましては、平成 6 年の設立以来、消防用設備等の保守点検業務を通じて、地域の安全・安心の確保及び地域経済の活性化に尽力するとともに、組合員企業の発展に大きく貢献してこられました。また、平成 13 年 11 月には国から官公需適格組合の認定を受けるなど、数々の事績を残してこられたのは、ひとえに歴代役員をはじめ組合員各位の不断の努力の賜物と深甚なる敬意を表する次第であります。

組合員の皆様が取り扱う「消防用設備」は、ビル、工場、公共施設など社会生活の基盤をなす建築物・建造物の安全性確保に必要不可欠なものであり、消防用設備なくして私どもの日常生活や社会経済活動は成り立ちません。貴業界では、時代の流れと共に複雑化・高度化するニーズへの対応だけでなく、防災・減災に向けた安全性の維持・向上が常に求められてきたことと存じます。

こうした要請に応えるため、貴組合では、火災予防を担う消防用設備等保守点検業務の共同受注のほか、業界の地位向上、事業環境の整備、現場人材の確保等を目指して、現場の声を国や関係団体に対し発信する取組みを継続するなど、安全・安心を担う組合員の事業活動を支えてこられました。また、消防用設備等の維持管理業務に従事されている現場作業者の皆様は、まさに 24 時間 365 日、県民の安全・安心にご尽力いただいております。

このように地域の安全を支える現場作業者の皆様に心より感謝申し上げますとともに、業界の振興発展に尽力されておられます貴組合の活動に衷心より敬意を表する次第でございます。

さて、今日の中小企業・小規模事業者は、「深刻な人手不足」、「人件費等の労務費上昇」など様々な経営課題に直面しております。これらの課題を克服していくためには、中小企業の自助努力に加え、相互に連携する共助の組織である中小企業組合はますます重要な存在となります。

私共中央会と致しましては、官公需適格組合制度の普及・促進に努めて参りますとともに、組合員の皆様の更なる発展に繋げるため、組合を軸とした様々な事業に取り組んで参る所存であります。貴組合におかれましては、この度の 30 周年を節目として、組合の強みである「連携力」を更に発揮され、新たな時代に向けた第一歩を強く踏み出されることを心よりご期待申し上げます。

結びにあたりまして、貴組合の今後ますますのご隆盛と組合員各位の更なるご活躍をご祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

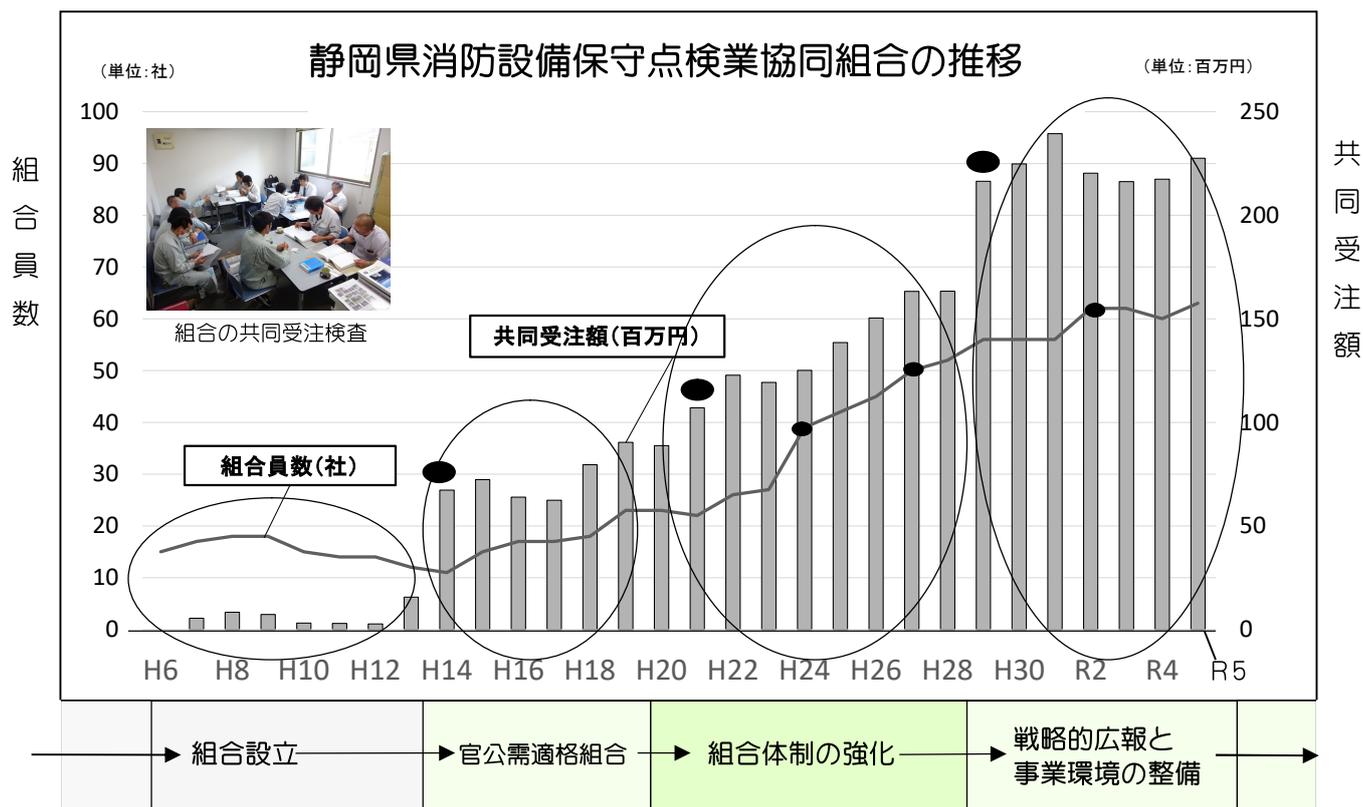
組合活動の推移

静岡県消防設備保守点検業協同組合は、単独(1社)では受注が難しい官公需を共同受注するため、静岡県内の消防施設業者15社が静岡県知事の認可を受け、平成6年(1994年)7月18日、設立されたものです。平成13年(2001年)11月16日には、厳しい審査(23ページ)を経て、国から官公需適格組合(事業協同組合の約4.7% ※全国値試算)に認定されました。

共同受注とは、組合が実施主体となって行う「受注、現場業務の共同実施、保守点検料の配分、実施報告、共同受注検査、納税など」、受発注を巡る全ての活動(22ページ)をいいます。

確立された業界や業法のない厳しい事業環境の中、組合員及び組合関係者が力を合わせ組合活動を積み重ねて30年——組合員63事業者、令和4年度(2022年度)共同受注額2億3千万円余(決算)という、静岡県における地域の安全・安心及び地域経済の活性化を支える組織に発展しています(下図)。

(注)「共同受注額」は税抜額、令和5年度は見込み



※ $905 \text{ (官公需適格組合)} \div 19,250 \text{ (事業協同組合)} \div 4.7\%$

→ 全国中小企業団体中央会調べ等の全国値に基づき試算

〔 官公需適格組合 (令和5年9月末)
事業協同組合 (令和5年3月末) 〕

＜第1期＞平成6年度～13年度「組合設立」

組合を設立した平成6年7月から、平成13年11月の官公需適格組合の認定を含む8か年度。静岡県消防施設業協会（任意団体）の事務所に組合事務局を置き、同協会の事務局長が組合の事務局長を兼務。官公需適格組合の認定、県内官公庁への法令遵守（消防法等）による保守点検の働き掛け、組合組織の充実など、組合の基盤づくりに取り組みました。（8～10ページ）。

＜第2期＞平成14年度～平成19年度「官公需適格組合」

官公需適格組合の認定を受けた協同組合として、法令遵守（消防法等）による保守点検を働き掛けながら組合組織の充実等に努め、共同受注活動の確立と拡大に取り組んだ時期です。指名競争入札から一般競争入札への移行、入札単位のグループ化等を目指しました（27ページ）。

＜第3期＞平成20年度～平成28年度「組合体制の強化」

組合事務局及び組合事務所の独立（平成23年3月住所移転・14ページ）、団体管理や契約事務に精通した専務理事兼事務局長の着任、個人事業者組合員制度の導入、青年部会の設置、賛助会員の加入など、より一層の事業実施体制の充実強化を図るとともに、官公需適格組合活動や提案型共同受注活動を推進。その結果、組合員数・共同受注額は急拡大しています。

また、改正建築基準法（平成28年6月施行）に基づき創設された法定定期検査である「防火設備定期検査」では、検査人材（国家資格者）の育成・確保及び積算基準の策定・普及（20ページ）を率先実施し「消防用設備等点検報告（消防法）」との一括発注を提案。組合は、官公需適格組合としての責務を果たし、次期（第4期）共同受注の更なる拡大（平成29年以降に一括発注方式で受注実現）に繋がっています。

＜第4期＞平成29年度～令和5年度「戦略的広報と事業環境の整備」

第3期までの基盤づくりや活動実績を基に、更なる組合体制の充実や県内外への戦略的広報を実施したほか、令和2年1月頃から始まった新型コロナウイルス感染症の感染まん延（令和5年5月に感染症法の扱いが2類から5類に移行・32ページ）に向き合い、組合活動の確保及び業法の取組を含む事業環境の整備（30～31ページ）に取り組みました。

＜令和6年度以降＞

組合の設立目的である「共同受注の確保」及び「組合員への配分」（10ページ）を基本として、組合事業のより一層の充実に取り組みます（令和6年度＝令和6年7月18日、組合設立30年）。

（参考）「事業及び事業環境（27ページ）」



組合事務所が入居するビル「ビラ・フィオレ」玄関

組合設立から第 1 回通常総会までの経過

協同組合設立から第 1 回通常総会までの経過を、西川理事長の講演録「埼玉県官公需受注対策懇談会（令和 5 年 11 月・埼玉県中小企業団体中央会主催）」及び組合保存資料で整理しました。

<講演録>

平成 3 年（1991 年）3 月、バブルが崩壊しました。わが国の社会経済の混乱は、それから暫く続きます。私は、立場の弱い中小企業が集まって協同組合を組織することで、業界ルールの確立と業界規律の維持ができ、経営の安定と業界全体の改善・発展を図ることができるのではないかと、そう考えるようになりました。

そんな中、私は、平成 5 年（1993 年）5 月、任意団体である「静岡県消防施設業協会」の第 4 代会長に就任します。歴代会長の重要テーマの一つに「受注業務の拡大及び適正な業務執行を通じた『業界の地位と社会的信頼の向上』」がありました。静岡県消防施設業協会では、役員会を中心に検討が重ねられ、協同組合の設立が決定されたのです。

<組合保存資料>

平成 5 年（1993 年）10 月 5 日

消防施設業者 10 社（東部地域 3 社・中部地域 3 社・西部地域 4 社、12 ページ）へ「協同組合設立準備会の開催」を呼び掛け

平成 5 年（1993 年）12 月 8 日

協同組合設立準備会を開催（～平成 6 年 2 月 23 日まで 7 回開催）

平成 6 年（1994 年）1 月 11 日

協同組合設立準備委員会が、静岡県内の消防施設業者へ「協同組合設立に関するご案内」を送付

平成 6 年（1994 年）2 月 2 日

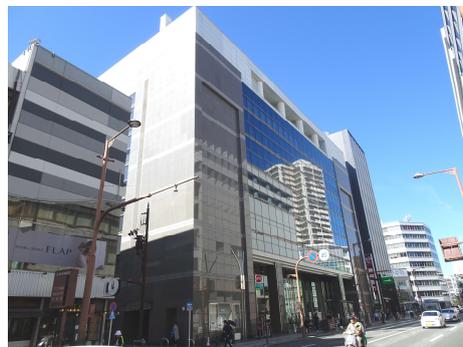
静岡県内の消防施設業者へ「協同組合設立に関する説明会の開催」を送付

平成 6 年（1994 年）2 月 16 日

協同組合設立に関する説明会を開催

平成 6 年（1994 年）2 月 23 日

第 7 回設立準備会を開催し協同組合名「静岡県消防施設業協同組合」、発起人 6 名（12 ページ）等を決定



静岡県産業経済会館（5 階・静岡県中小企業団体中央会）

平成6年(1994年) 3月8日

静岡県消防施設業協同組合設立発起人会を開催

発起人代表「西川和宏」の決定、設立趣意書、定款、初年度事業計画・予算(案)、
賛助会員規約、設立同意者・出資明細調べ等の協議

平成6年(1994年) 3月16日

第2回設立発起人会を開催

平成6年(1994年) 4月11日

設立発起人と静岡県中小企業団体中央会の
打合せ



「協同組合」誕生の地の現在

平成6年(1994年) 5月6日

静岡県担当課(商工労働部)ヒアリング対
策打合せ(設立発起人と静岡県中小企業団体中央会)

平成6年(1994年) 5月10日・13日

設立発起人と静岡県中小企業団体中央会との関係書類打合せ(指導を受ける)

平成6年(1994年) 6月9日

静岡県担当課(商工労働部)ヒアリング

平成6年(1994年) 6月16日

発起人代表(西川和宏)が「発起人打合せ会の開催」を送付

平成6年(1994年) 6月24日

発起人打合せ会を開催

平成6年(1994年) 6月28日

静岡県消防施設業協同組合の設立総会及び懇親会(クーパー会館)
組合同意者・出資者15社(東部4社・中部4社・西部7社、13ページ)

平成6年(1994年) 6月30日 静岡県知事へ「協同組合」設立認可申請

平成6年(1994年) 7月4日 静岡県知事が「協同組合」設立を認可

平成6年(1994年) 7月10日 出資金払込み完了を確認

平成6年(1994年) 7月18日 登記完了(=組合設立日)

平成6年(1994年) 7月18日 第1回理事会を開催

平成6年(1994年) 8月4日 臨時総会(委員会設置、県への要望、先進県視察、
組合組織の充実等を決議)

平成7年(1995年) 2月23日 静岡県担当部署へ陳情活動を行う

平成7年(1995年) 5月10日 第1回通常総会を開催

<講演録>

当時は、全国を見渡しても、消防施設工事・消防用設備等保守点検の専門業者が設立した協同組合(共同受注を目的)を、なかなか見つけることができませんでした。

ただ、群馬県にそうした協同組合があることが分かったので、伝手をたぐり群馬県に出向き、色々お話を伺うことにしたのです。

群馬県視察では、組合運営や共同受注事業の実際をご教示いただき、それらを踏まえ協同組合設立(案)の検討を深めることができました。改めて感謝と御礼を申し上げます。協同組合の基本、共同受注の配分方法、活動対象地域(県全域とする)等の検討・協議を経て平成6年(1994年)6月の設立総会(9ページ)に至ります。

<組合保存資料>

静岡県消防施設業協同組合 設立趣意書

静岡県下の我々消防施設業者は、建設業の主要な一角を担うとの認識のもと、任意の協会を組織して情報交換を主体とし、業界の資質の向上を目的とした活動を行ってまいりました。

しかしながら、近年の建物の大型化・高層化・インテリジェント化等により防災産業構造も大きく変化し、機器の高度化や精密化・高性能化に加え、その改新も短期に行われる等、その対応に苦慮しているのが実情であります。

また、この様な状況の中、消防設備の施工工事並びに保守点検委託業務において、県外業者をはじめとし他業界からの参入も著しく、不適切と思われる作業・点検業務による適正価格の崩壊、あるいは受注機会の削減等、当業界を取り巻く経済環境は非常に厳しい状況に置かれております。

この時にあたり、組合員の消防設備工事・保守点検業務の一層の受注拡大と適切な作業・点検業務の推進と共に、業界の資質の向上による社会的・経済的地位の向上を目指すべく、相互扶助の精神に則って共同の事業を行い、自主的経済活動を促進すべく下記により本組合の設立を発起したものであります。

記

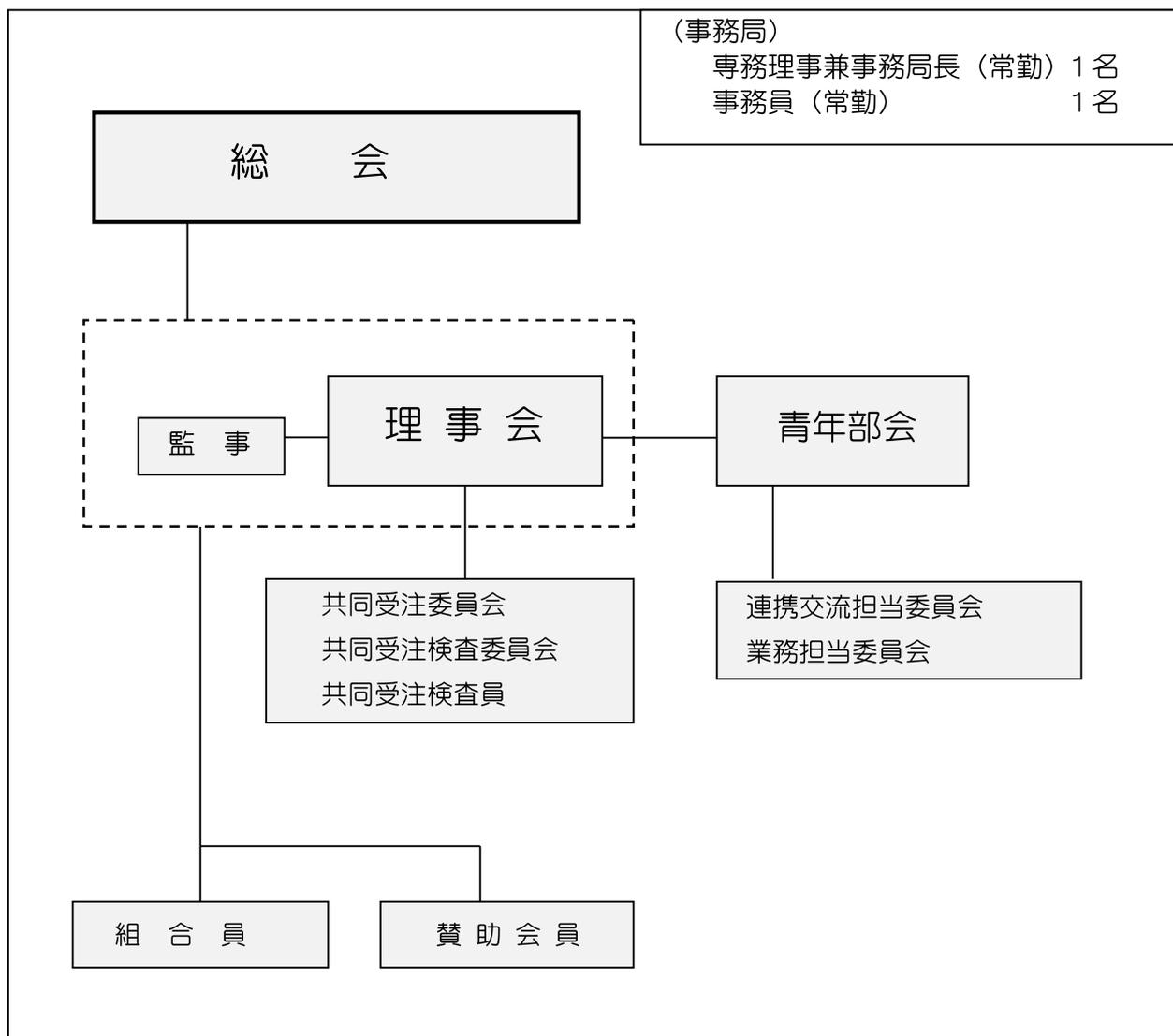
- 1 目的 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。
- 2 名称 本組合は、静岡県消防施設業協同組合と称する。

平成6年(1994年)6月

静岡県消防施設業協同組合 設立発起人一同

組合の組織及び定款（事業）

平成6年（1994年）4月1日



○ 静岡県消防設備保守点検業協同組合定款（抜すい）

（目的）

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

（事業）

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 組合員の取り扱う消防設備関連機器の共同購入
- (2) 組合員のためにする消防設備の工事、保守点検等の共同受注及びあっせん
- (3) 組合員の事業に関する共同宣伝
- (4) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (5) 組合員の福利厚生に関する事業
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯する事業

組合役員（理事・監事）及び事務局責任者

平成7年（1995年）5月10日開催「第1回通常総会」～令和5年（2023年）5月17日開催「第29回通常総会」の議事録等から転記しました。

（注）企業名等は、議事録記載内容を転記。
理事・監事の任期は2年。

通常総会 理事等	第1回 平成 7年5月	第3回 平成 9年5月	第5回 平成11年5月	第7回 平成13年5月	第9回 平成15年5月	第11回 平成17年5月	第13回 平成19年5月	第15回 平成21年5月	
西川和宏（セルコ株）	理事長	→							
杉山忠司（鈴与防災工業株）	副理事長	→							
堀部一成（日興電気通信株）	副理事長	→							
松坂徳浄（中部防災工業株）	○	→							
岡村充見（旭産業株）	○	→							
岩ヶ谷玲二（事務局）	—	○-H10. 5月	—	—	—	—	—	—	
青島 甫（事務局）	—	○H10. 5月-	→	—	—	—	—	—	
岡本武一（事務局）	—	—	—	○	→	—	—	—	
村田二郎（事務局）	—	—	—	—	○	→	—	—	
中島 翼（事務局）	—	—	—	—	—	○-H18. 5月	—	—	
竹田孝志（事務局）	—	—	—	—	—	○H18. 6月	→	H20. 5月	
中澤慎作（事務局）	—	—	—	—	—	—	○H20. 5月	→	
仁科満寿雄（事務局）	—	—	—	—	—	—	—	—	
伊藤 晃（事務局）	—	—	—	—	—	—	—	—	
堀部莞爾（日興電気通信株）	—	—	—	—	—	○H18. 7月-副理事長	→		
杉山和幸（鈴与技研株）	—	—	—	—	—	—	—	副理事長	
飯塚 勝（広伸防災株）	—	—	—	—	—	—	—	○	
飯塚史洋（広伸防災株）	—	—	—	—	—	—	—	—	
吉川友朗（弁護士）	—	—	—	—	—	—	—	—	
監事	（専務理事設置）								
宇式三郎（株アオイテレック）	○	→							
土谷 晟（ニッセー防災株）	○	→	-H10. 5月	—	—	—	—	—	
中山由雄（静岡防災工業株）	—	○-H10. 5月	—	—	—	—	—	—	
白相 至（静岡ニッケン株）	—	—	○	→			—	—	
飯塚 勝（広伸防災株）	—	—	—	—	—	○	→		
土谷直人（ニッセー防災株）	—	—	—	—	—	—	—	○	
佐野靖浩（株アオイテレック）	—	—	—	—	—	—	—	—	
事務局責任者									
桜井勝弘（平成5年10月-）	→	-H8. 3月	—	—	—	—	—	—	
岩ヶ谷玲二	○	H8. 4月	→	H10. 3月	—	—	—	—	
青島 甫	—	○H10. 4月	→	H13. 3月	—	—	—	—	
岡本武一	—	—	—	○H13. 4月	→	H15. 3月	—	—	
村田二郎	—	—	—	—	○H15. 4月	→	H17. 3月	—	
中島 翼	—	—	—	—	—	○H17. 4月-18. 5月	→		
竹田孝志	—	—	—	—	—	○H18. 6月	→	H20. 3月	
中澤慎作	—	—	—	—	—	—	○H20. 4月	→	
仁科満寿雄	—	—	—	—	—	—	—	—	
伊藤 晃	—	—	—	—	—	—	—	—	
通常総会 理事等	第1回 平成 7年5月	第3回 平成 9年5月	第5回 平成11年5月	第7回 平成13年5月	第9回 平成15年5月	第11回 平成17年5月	第13回 平成19年5月	第15回 平成21年5月	

- 平成5年（1993年）10月5日；消防施設業者10社（組合事務所保存資料の掲載順）
東部；広伸防災（株）（飯塚勝）・静岡防災工業（株）（中山由雄）・静岡ホーチキ（株）（遠藤次郎）、中部；（株）アオイテレック（宇式三郎）
・旭産業（株）（岡村充見）・鈴与防災工業（株）（杉山忠司）、西部；セルコ（株）（西川和宏）・中部防災工業（株）（松坂徳浄）・東海消防技研（株）（佐藤政雄）・日興電気通信（株）（堀部一成）
- 平成6年（1994年）6月9日；発起人6名（設立趣意書）設立総会開催公示
セルコ（株）・鈴与防災工業（株）・ニッセー防災（株）（土谷晟）・中部防災工業（株）・旭産業（株）（澤野総一郎）・日興電気通信（株）

(注) 企業名等は、議事録記載内容を転記。
理事・監事の任期は2年。

通常総会 理事等	第17回	第19回	第21回	第23回	第25回	第27回	第29回	第30回
	平成23年5月	平成25年5月	平成27年5月	平成29年5月	令和元年5月	令和3年5月	令和5年5月	令和6年5月
西川和宏 (セルコ株)	理事長	→	→	→	→	→	→	→
杉山忠司 (鈴与防災工業株)	—	—	—	—	—	—	—	—
堀部一成 (日興電気通信株)	—	—	—	—	—	—	—	—
松坂徳浄 (中部防災工業株)	—	—	—	—	—	—	—	—
岡村充見 (旭産業株)	—	—	—	—	—	—	—	—
岩ヶ谷玲二 (事務局)	—	—	—	—	—	—	—	—
青島 甫 (事務局)	—	—	—	—	—	—	—	—
岡本武一 (事務局)	—	—	—	—	—	—	—	—
村田二郎 (事務局)	—	—	—	—	—	—	—	—
中島 翼 (事務局)	—	—	—	—	—	—	—	—
竹田孝志 (事務局)	—	—	—	—	—	—	—	—
中澤慎作 (事務局)	→	→	→	—	—	—	—	—
仁科満寿雄 (事務局)	—	—	—	○	→	→	→	—
伊藤 晃 (事務局)	—	—	—	—	—	—	—	○
堀部莞爾 (日興電気通信株)	副理事長	→	→	→	→	→	→	→
杉山和幸 (鈴与技研株)	副理事長	→	→	→	→	→	→	→
飯塚 勝 (広伸防災株)	→	→	→	→	→ R2. 10月	—	—	—
飯塚史洋 (広伸防災株)	—	—	—	—	—	○	→	→
吉川友朗 (弁護士)	○H24. 5月	→	→	→	→	→	→	→
監事	(員外理事 1名増)							
宇式三郎 (株アイトレック)	→	→	→	→	→	→	→	—
土谷 晟 (ニッセー防災株)	—	—	—	—	—	—	—	—
中山由雄 (静岡防災工業株)	—	—	—	—	—	—	—	—
白相 至 (静岡ニックス株)	—	—	—	—	—	—	—	—
飯塚 勝 (広伸防災株)	—	—	—	—	—	—	—	—
土谷直人 (ニッセー防災株)	→	→	→	→	→	→	→	→
佐野靖浩 (株アイトレック)	—	—	—	—	—	—	○	→
事務局責任者								
桜井勝弘	—	—	—	—	—	—	—	—
岩ヶ谷玲二	—	—	—	—	—	—	—	—
青島 甫	—	—	—	—	—	—	—	—
岡本武一	—	—	—	—	—	—	—	—
村田二郎	—	—	—	—	—	—	—	—
中島 翼	—	—	—	—	—	—	—	—
竹田孝志	—	—	—	—	—	—	—	—
中澤慎作	→	→	→	→ H29. 3月	—	—	—	—
仁科満寿雄	—	—	—	○H29. 4月	→	→	→	→ R6. 3月
伊藤 晃	—	—	—	—	—	—	—	○R6. 4月
通常総会 理事等	第17回	第19回	第21回	第23回	第25回	第27回	第29回	第30回
	平成23年5月	平成25年5月	平成27年5月	平成29年5月	令和元年5月	令和3年5月	令和5年5月	令和6年5月

・平成6年(1994年)6月28日; 組合同意者・出資者15社(設立総会資料の掲載順)

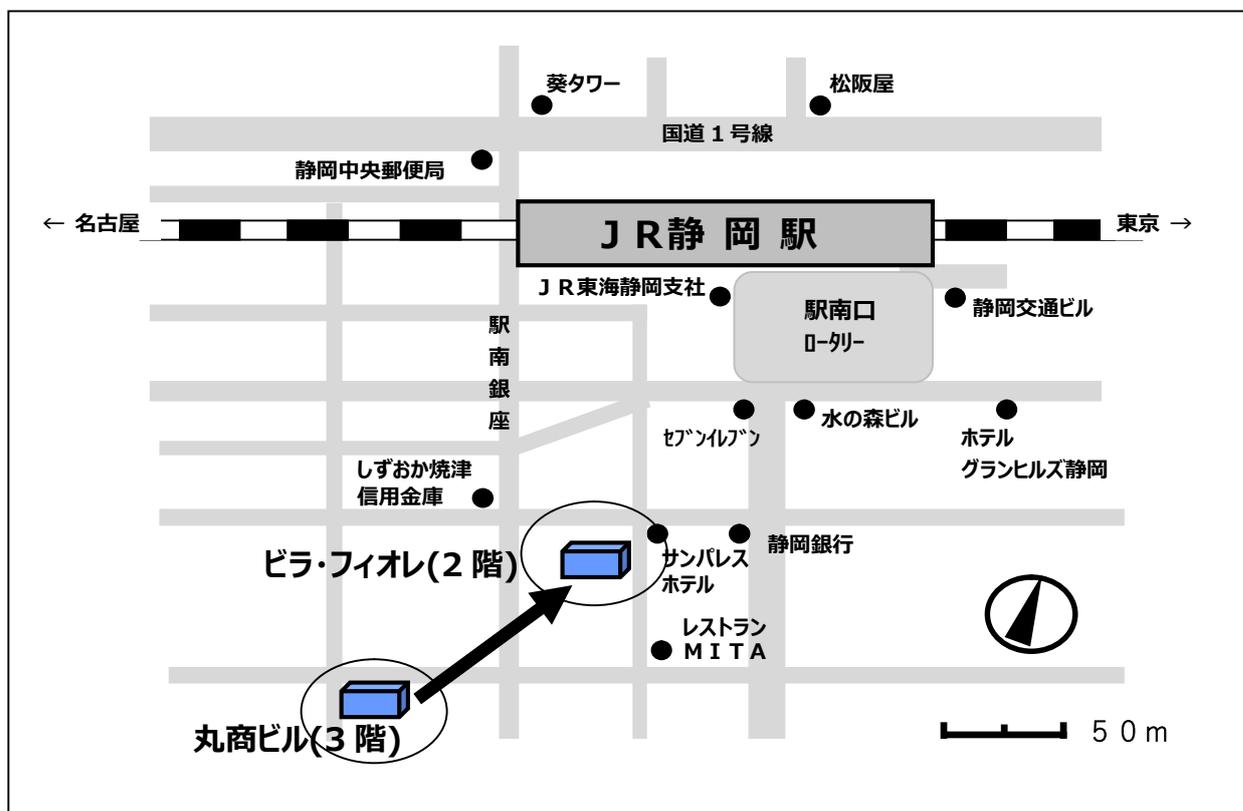
セルコ(株)・セルコサービス(株)・鈴与防災工業(株)・ニッセー防災(株)・中部防災工業(株)・旭産業(株)・日興電気通信(株)・
広伸防災(株)・(株)アイトレック・(株)防災設備社・東海消防技研(株)・静岡防災工業(株)・静岡ホーチキ(株)・(株)エンツー・
消防設備保全(株)

※堀部莞爾(ニッコウプロセス株)

組合名称・住所の変遷

令和6年(2024年)4月1日

年月日	静岡県消防設備保守点検業協同組合(現在)		摘要
	組合名称	住所	
1994年7月18日 (平成6年)	静岡県消防施設業協同組合	〒422 静岡市稲川 1丁目6番28号	組合設立 認可;平成6年7月4日 登記;平成6年7月18日
1998. 2. 2	—	〒422-8062	(郵便番号の7桁化)
2001年11月16日 (平成13年)	官公需適格組合 静岡県消防施設業協同組合	—	中小企業庁(関東経済産業局)「官公需適格組合」認定
2005. 4. 1	—	〒422-8062 静岡市駿河区稲川 1丁目6番28号	(静岡市の政令指定都市移行に伴う住所表記の変更)
2006年12月25日 (平成18年)	官公需適格組合 静岡県消防設備保守点検協同組合	—	定款変更(組合名称の変更) 認可;平成18年12月20日 登記;平成18年12月25日
2011年 3月14日 (平成23年)	—	〒422-8067 静岡市駿河区南町5-3 ビラ・フィオレ202	組合事務局・事務所の独立 移転;平成23年3月14日 登記;平成23年3月14日
2018年 5月31日 (平成30年)	官公需適格組合 静岡県消防設備保守点検業協同組合	—	定款変更(組合名称の変更) 認可;平成30年5月29日 登記;平成30年5月31日



特別寄稿

平成5年（1993年）12月開催「協同組合設立準備会」に協同組合設立メンバーの消防施設業者10社の一人として参加して以来、組合設立当初から令和5年（2023年）5月までの組合役員（監事）就任を含め「30年の長きにわたり組合の発展にご尽力」いただいた(株)アオイテレテック「宇式三郎」氏から、ご寄稿いただきました（写真は「第29回通常総会（令和5年5月17日）」における組合功労者表彰）。

静岡県消防設備保守点検業協同組合の設立30年を心よりお祝い申し上げます。今後、更なる組合の発展を祈念し、組合設立当時を知る者として、私たち消防施設業者が何を目指したのか、当時の状況はどうだったか等をお話したいと思います。

30年前、協同組合設立の呼び掛けに応え、組合活動に参画していった当時は、まだ業界の確立だけでなく、消防用設備等の設置や維持管理に関する国の制度及び推進体制も整備途上であり、それらが全国で同時並行的に進められている時期でした。そんな中、組合は設立準備の呼び掛けから約半年で設立に漕ぎつけます。

今思えば、こんな短期間で30年も続く組織を立ち上げることができたのは、ひとえに西川理事長をはじめ関係者の熱意、共同受注事業を通じた健全な業界の確立及び消防施設業者の社会的地位向上への強い想い、そして多くの関係者や団体、県のご支援、ご指導があったからだと思います。とにかく試行錯誤の連続でした。

私は、組合役員（監事）の立場で、ずっと組合活動に寄り添ってきましたが、組合内外では色んな事が起こりました。その度に、組合員が力を合わせ乗り越え今日に至ります。全国でも例のない「ふじのくに静岡の協同組合」。今後、益々のご発展、ご活躍を期待しております。

令和6年度吉日

(株)アオイテレテック 宇式 三郎



もう一つの30年史「組合ロゴマーク」



平成5年（1993年）、本格化した「協同組合の設立」の動き。

関係者の協力や連携、官民をあげた支援のもと、平成6年（1994年）6月、静岡県消防施設業協同組合の設立総会に至ります。組合事務所には、設立総会で配布された写真左上の「組合ロゴマーク」付き茶封筒が保管されています。組合設立から30年——組合名称や住所は変わっても、組合封筒（右上写真）には、今も設立総会で登場した「組合ロゴマーク」が印刷されています。組合発足時と同じ姿で組合活動を支える、もう一つの30年史です。

消防法（火災予防）の推進

平成 30 年度静岡県交付金事業を活用して作成したリーフレットから転載・加筆

消防法のルール 消防法は、消防法施行令で定める消防用設備等を設置すべき防火対象物の関係者(建築物の所有者など)に、「消防用設備等の定期点検」と「点検結果の報告」を義務づけています(※1)。また、定期点検を義務づけた防火対象物について、「(1) その用途や規模等(政令の定め)に応じて消防設備士等に点検させ、(2) (1) 以外にあっては(防火対象物の関係者) 自らが点検し」、その点検結果を消防長又は消防署長に報告しなければならないと定めています。

- ① 保守点検業務は、**防火対象物の関係者**が消防用設備等保守点検業務委託契約に基づき委託した**保守点検業者**が行います。
- ② 業務を受託した保守点検業者は、原則再委託禁止の**契約条項等を遵守**し、**適正な試験器具等**を用い、**消防設備士等**を各種業務に配置・従事させ保守点検(検査を含む)及び報告業務を実施します。 ※1・2
- ③ **保守点検等の完了後**、防火対象物の関係者は保守点検業者から提出を受けた「点検結果報告書等」を**消防機関等に持参(事業者代行等含む)**し定期報告します。

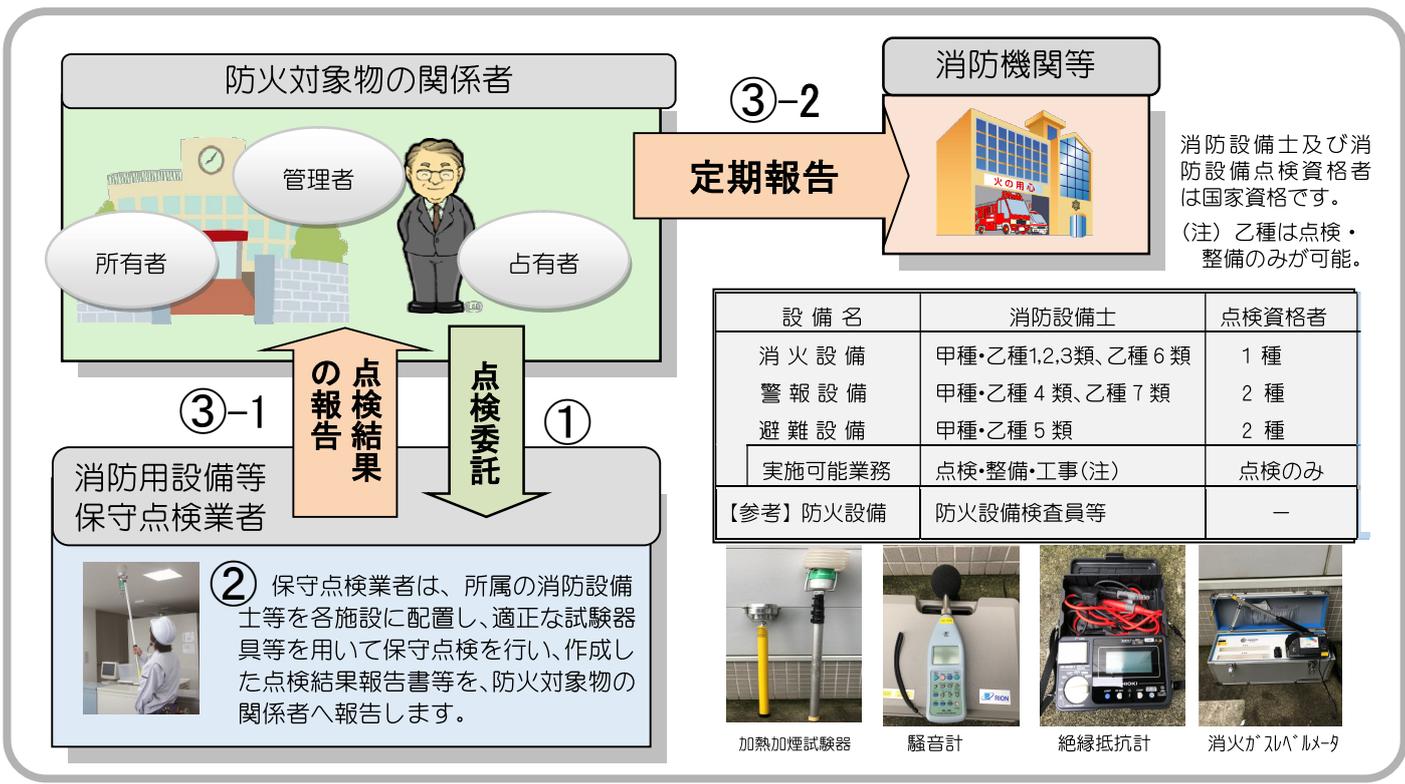
点検・報告義務のある 消防用設備等 (※1)
【点検】 機器点検と総合点検を行います 〔 機器点検： 6か月に1回 〕 〔 総合点検： 1年に1回 〕
【報告】 報告周期は二つのパターン 〔 特定防火対象物 ； 1年に1回 〕 〔 非特定防火対象物 ； 3年に1回 〕
検査・報告義務のある 防火設備 (※2)
【検査・報告】 建築基準法の検査・報告； 毎年

(注) 有資格者点検が必要な(政令で定める)防火対象物

- 1 延面積 1,000 m²以上の特定防火対象物(不特定多数の人が利用, 政令で定める)
 - 2 延面積 1,000 m²以上の非特定防火対象物かつ消防長・消防署長が指定
 - 3 屋内階段(避難経路)が一つの特定防火対象物
- ※ 当組合では上記以外の防火対象物についても有資格者点検を推奨しています。

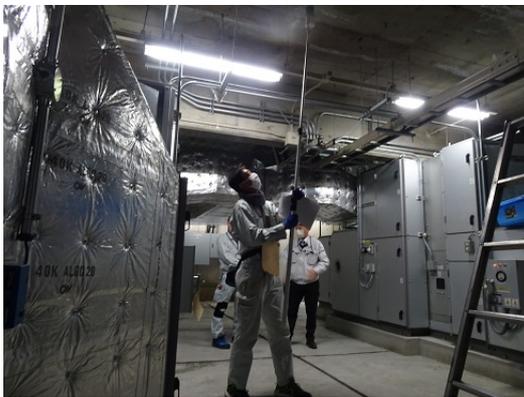
※1 消防法第 17 条の 3 の 3 は、消防法施行令で定める消防用設備等を設置すべき「防火対象物」の関係者に定期点検・報告を、また、そのうち「政令で定める防火対象物(注)」には資格者による点検を義務づけています。これらの違反には、消防法第 44 条又は第 45 条により罰則が科せられる場合があります。

※2 建築基準法第 12 条第 3 項に基づく防火設備(防火扉、防火シャッター等)の定期検査(運動感知器試験等)と報告です。当組合では消防用設備等の点検に合わせた実施(一括発注)を推奨しています。



現場（地域の安全・安心）を守る - 縁の下の力持ち -

消防用設備等（防火設備含む）の維持管理を（日夜・365日）現場で担うのは、組合員企業が雇用する保守点検実務者や個人事業者組合員にほかなりません。組合活動30年史は、こうした現場を守る実務者の活動で成り立つものです（組合独自の共同受注検査時の写真）。



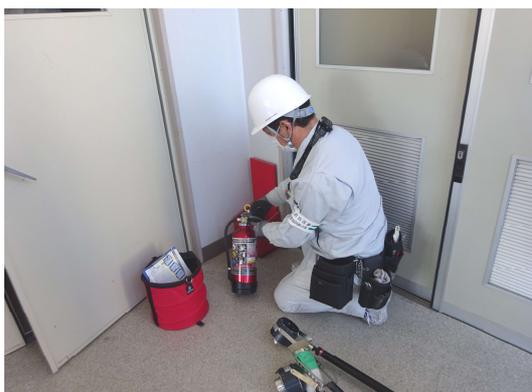
※ 鍵の掛かった部屋も鍵をお借りし消防法令が定める点検基準、点検要領等に沿って有資格者が点検

※ 防火シャッター降下速度（設置基準）計測、消防用設備等の連動確認が義務づけられた「防火設備定期検査」



※ 複雑化、高度化及び専門化する消防用設備等には各消防用設備等に対応した有資格者が必要

※ 火災報知器等の発信情報を受信する受信盤の保守点検等は、複数による資格者（発信受信双方）点検が基本



※ 消防用設備等の種別「有資格者点検」の徹底

組合の有資格者業務体制

点検・検査組合「事業概要(令和2年度)」に加筆

消防用設備等保守点検業務の共同受注、組合員への配分実施

組合が契約(事業)主体となり、共同受注、保守点検(検査を含む、以下同じ)実施、消防機関等への点検結果報告、発注者への業務完了報告、点検料の請求、組合員の配分、納税など共同受注に関わる全業務を行います(22ページ)。



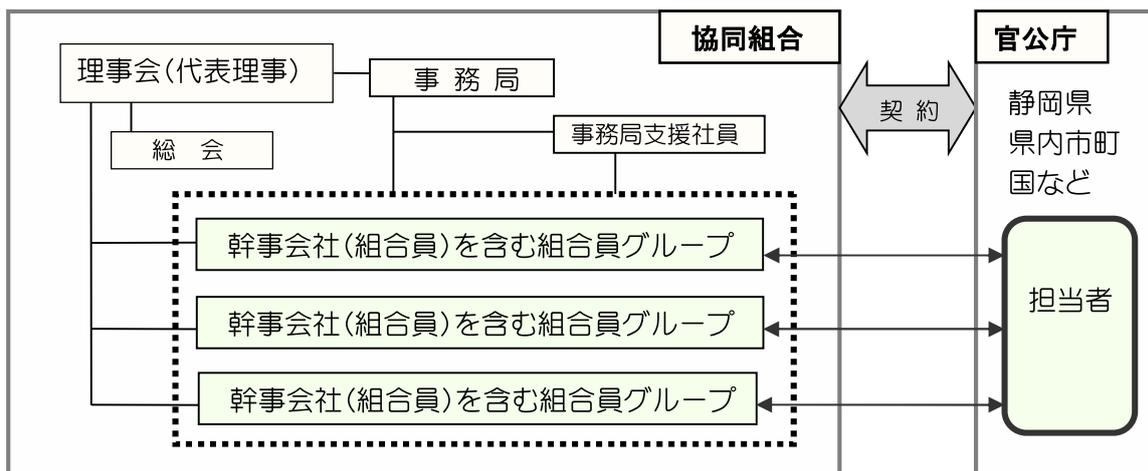
保守点検と報告業務

共同受注した業務は、物件ごとに幹事会社(組合員)が中心となり、必要に応じて実施する配分協議等に基づき配分し、関係組合員(の社員等)と共に保守点検及び報告業務を行います。さらに、組合(役員及び事務局)が責任を持って業務全体を総括・監理します。

実際は、幹事会社の担当者が発注側担当者の窓口となり、保守点検業者(組合員)の社員及び個人事業者(組合員)が有資格者点検(右表)を行います。組合の基本は、「法令遵守の徹底」。下図は、組合の共同受注・業務フロー図です。

(令和5年4月末現在)

資格等	人数等
組合員数	63社
正社員	651人
消防設備士	412人
点検資格者	290人
電気工事士	214人
防火設備検査資格者	74人



お客様に信頼される適正な保守点検の確保

ア 検査員が年2回検査

組合(理事長)が任命した検査員6名が、前期(書類検査・全数・例年9~10月)と後期(現場確認・抽出・1~3月)の計2回、保守点検業務をチェック。検査結果は、理事会に報告されます。

イ 点検済証(官公需法等)を貼付

中小企業等協同組合法及び官公需法等を踏まえ、点検済証(組合ラベル)貼付を組合員へ奨励し点検済証を提供します。

ウ 毎年4月末到有資格者報告(常に変更等を把握)

組合事務局は、全ての組合員から毎年、4月末現在の有資格者(保険証写も合わせ)報告を受け「有資格者把握」を更新するとともに、常にリアルタイムで組合内の有資格者を把握しています。



組合の強味 — 県内随一の保守点検体制 —

(1) 消防法が「資格者による保守点検」を義務づけ

消防法は、過去の悲惨な火災を教訓にして、消防用設備等ごとに点検・整備・工事を行う有資格者＝国家資格「消防設備士」等を義務づけています(右表)。

※ 工事が出来るのは甲種だけ

設備名	消防設備士(国家資格)	点検資格者(同左)
消火設備	甲種・乙種 1, 2, 3 類, 乙種 6 類	1 種
警報設備	甲種・乙種 4 類, 乙種 7 類	2 種
避難設備	甲種・乙種 5 類	2 種
実施可能業務	点検、整備、※工事	点検のみ
防火設備	防火設備検査資格者	—

制度では、点検・整備を実施できる「消防設備士・乙種」、点検・整備と工事を実施できる「消防設備士・甲種」、さらに業務実績など一定の要件を満たす場合に交付される、点検だけを実施できる「点検資格者」が定められています(37 ページ)。

(2) 複雑化・高度化、専門化する消防用設備等

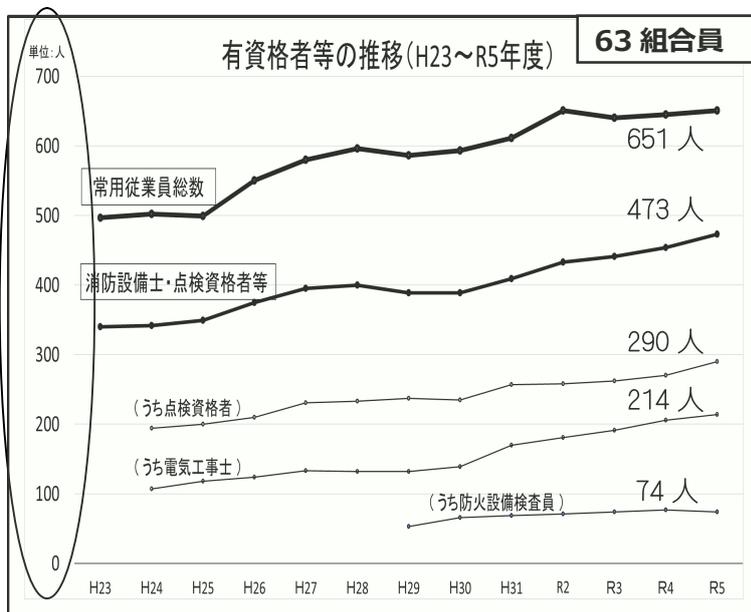
実際の消防用設備等は、多種多岐にわたります(下記)。県内の県・市町等の公共施設等には、消防法に基づき様々な消防用設備等の設置が義務づけられており、その保守点検(検査を含む)を法令遵守で適正に実施するには、各消防用設備等に対応した有資格者が必要です。

消火設備(方式別の様々な消火器・屋内消火栓・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備・屋外消火栓設備・動力消防ポンプ設備など)、**警報設備**(自動火災警報器・ガス漏れ火災警報器・漏電火災警報器・消防機関へ通報する火災報知設備・手動サイレンその他の非常警報器具及び非常ベルなど非常警報設備)、**避難設備**(避難すべり台・避難はしご・救助袋・緩衝機・避難橋その他の避難器具など)、**消防用水**(防火槽・貯水池その他の用水)、**消火活動上必要な施設**(排煙設備・連結散水設備・連結送水管・非常コンセント設備及び無線通信補助設備など)、**非常用電源設備**など

(3) 組合の有資格者数、資格の種類のは県内随一

静岡県消防設備保守点検業協同組合には、県内随一の「経験豊かで日々現場を駆け回っている保守点検実務者」がいます(下表)。令和5年4月30日現在、組合員63社、組合員が雇用する常用従業員651人、消防設備士・点検資格者等473人、電気工事士214人、防火設備検査資格者74人等です(下グラフ・表)。組合は、受注業務に必要な有資格者を組合外から業務再委託等で確保する必要がなく、組合内の有資格者を配備し責任を持ち完遂します。

(令和5年4月末現在)

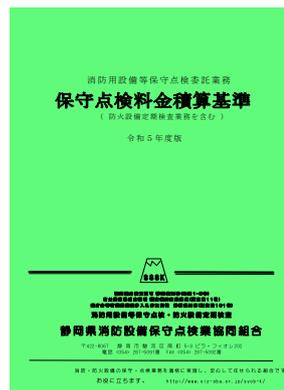


資格者など(実人員)	人数
常用従業員総数	651人
消防設備士・点検資格者等	473人
消防設備士	412人
消防設備士 特類	22人
同 1 類	143人
同 2 類	81人
同 3 類	91人
同 4 類	331人
同 5 類	125人
同 6 類	347人
同 7 類	89人
点検資格者	290人
電気工事士	214人
自家発技術資格	36人
防火設備検査資格者	74人

法令遵守の消防用設備等保守点検料金「積算基準」の普及・活用

静岡県消防設備保守点検業協同組合は、経済産業省（中小企業庁）が認定した「消防用設備等の保守点検業務を行う県内唯一の官公需適格組合」として、契約条項に則った原則再委託禁止、有資格者（各組合員が雇用する社員及び個人事業者組合員）点検、適正な試験器具等使用など法令遵守事項を遵守して、官公庁から発注された保守点検業務を実施しています。

このたび、共同受注する消防用設備等保守点検業務の「質の確保」と「点検料金の積算根拠を明確化」する為、平成 28 年 10 月に組合が作成した「平成 28 年度版点検料金積算基準（防火設備定期検査業務を含む）」を改定し、「令和 5 年度版保守点検料金積算基準（同）」を刊行することにしました。引き続き、改定した「令和 5 年度版保守点検料金積算基準（同）」の普及及び活用の拡大を図り、消防用設備等の「適正な保守点検」を通じて「火災予防の推進」に貢献し寄与して参ります。



— 冊子「はじめに」要約抜粋 —

組合の取組（経過）

- 令和 5 年（2023 年） 6 月刊 > 官公需適格組合 静岡県消防設備保守点検業協同組合
消防用設備等保守点検委託業務 令和 5 年度版「保守点検料金積算基準（防火設備定期検査業務を含む）」全 36 ページ

◎ 平成 28 年（2016 年） 10 月刊 > 官公需適格組合 静岡県消防設備保守点検協同組合
消防用設備等点検委託業務 平成 28 年度版「点検料金積算基準（防火設備定期検査業務を含む）」全 34 ページ

→ 建築基準法改正で、新たな法定定期検査「防火設備定期検査」が義務づけられたことから、組合は「防火設備・消防用設備等との一括発注」を提案。平成 28 年度版は、一括発注による具体的な手順や仕組を明文化（一括発注の前提を整備）したものです。



- 平成 20 年（2008 年） 10 月刊 > 官公需適格組合 静岡県消防設備保守点検協同組合
消防用設備等点検委託業務 平成 20 年度版「点検料金積算基準」全 31 ページ
- 平成 18 年（2006 年） 6 月刊 > 官公需適格組合 静岡県消防施設業協同組合
消防用設備等点検委託業務 平成 18 年度版「点検料金積算基準」全 32 ページ
- 平成 16 年（2004 年） 6 月刊 > 官公需適格組合 静岡県消防施設業協同組合
消防用設備等点検委託業務 平成 16 年度版「点検料金算出基準」全 32 ページ
- 平成 14 年（2002 年） 5 月刊 > 官公需適格組合 静岡県消防施設業協同組合
消防用設備等点検委託業務 平成 14 年度版「点検料金算出基準」全 30 ページ
- 平成 11 年度（1999 年度） 刊 > 静岡県消防施設業協同組合
消防用設備等の工事と点検委託業務について 全 28 ページ
- 平成 7 年（1995 年） 8 月刊 > 静岡県消防施設業協同組合
分冊-1 消防用設備等 点検料金算出資料（基本的な考え方・まえがき等＋消防用設備等別算出資料（1）消火器～（28）消防用水） 全 29 ページ

（注）積算基準の策定については、平成 6 年 9 月、組合役員が公正取引委員会事務所（名古屋市）に出向き「問題なし」を確認済み。

分冊-2 消防用設備等 点検料金算出資料（消防用設備等別算出資料（1）消火器～（25）蓄電池設備）全 21 ページ

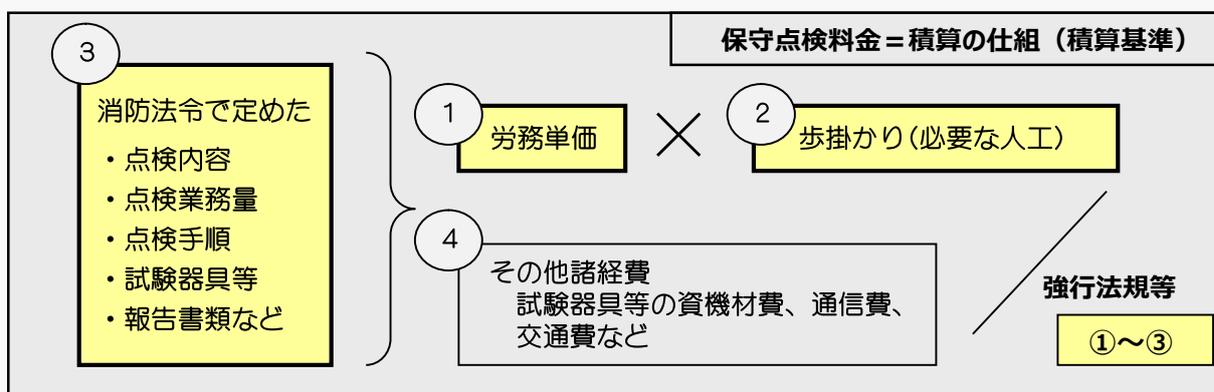
「積算の仕組」の普及・活用を目指して

官公需適格組合（中小企業庁 平成 13 年 11 月認定）
静岡県消防設備保守点検業協同組合



総務省HPでは「地方公共団体における調達（入札・契約）は、より良いもの、より安いものを調達しなければならない」と公共調達の基本方針を明記しています。しかし、その前に法令遵守事項の徹底は、行政事務そのものの基本原則にほかなりません。

当組合が本書を発行するのは、消防用設備等（防火設備を含む）保守点検料金が、総務省HPで示される公共調達の基本方針を堅持しつつ、「法令遵守事項に基づく積算」を基本としていること（仕組）を、火災予防に関わる全ての皆様に再認識していただく一助になればと考えたからです（下図）。



● 消防用設備等保守点検は、通常、民間事業者へ業務委託（企業活動）！

消防法令が義務づける「消防用設備等（防火設備を含む）保守点検」は、消防法違反には罰則適用もある非常に厳しい法定義務ですが、通常は民間事業者への業務委託（企業活動）の形をとって行われます。ですから、保守点検料金の算定は、消防関係の法令遵守事項（点検基準や点検要領等）は勿論のこと、保守点検料金の労務単価・積算基準・積算要領（国土交通省「建築保全業務」関連）や労働法令（労働基準法・最低賃金法等）など業務全般の「法令遵守事項に基づく積算」でなければなりません。

● 法令遵守事項をつなげると・・・！

激しい価格競争の中で、消防法令が義務づける業務を前提に、国が示す労務単価や歩掛かりを照らし合わせた場合、大幅に労務単価を割り込む（逆に歩掛かりが不足する）公契約や、労働法令（賃金に関する強行規定）や消防法令（有資格者点検に関する強行規定等）遵守を説明できない公契約が、法令違反だけでなく、皆様が火災から守るべき生命・財産等にとって“深刻な危険”を含むものであることは明らかです。

● すべての数字（金額）には意味がある！

国が公表している法令遵守事項（法令・告示・通知等だけでなく業務基準や業務要領を含む）を一つの冊子に集約した本書が、保守点検料金が「法令遵守事項に基づく積算」を基本としていること、ひいては生命・財産等に直結していることを、火災予防に関わる全ての皆様に再認識していただく一助になれば幸いです。

—— すべての数字（金額）には意味がある！

共同受注の流れ

項目 業務	業務内容	業務の主な関係者	留意事項
1 発注情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> 県公報や市公報で入札公告など官公庁の発注情報を収集します。官公庁から組合事務局に指名競争入札の通知が届く場合もあります。 	<ul style="list-style-type: none"> 幹事会社組合員の担当社員 組合事務局 その他 	<ul style="list-style-type: none"> 組合関係者全員で情報収集します。 小さな事でも見逃さない。
2 入札等の参加準備	<ul style="list-style-type: none"> 官公需共同受注は、組合（代表理事）が入札参加、契約締結、業務執行、代金の受領等を行い、理事と組合員が連帯責任を負います。 入札等の参加準備は、幹事会社組合員の担当社員と組合事務局（書類作成等）の共同作業になります。 	<ul style="list-style-type: none"> 代表理事、理事 幹事会社組合員の担当社員 組合事務局 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">責任体制の確保</div> <ul style="list-style-type: none"> 一緒に仕事をする組合員の確認、種別ごとの有資格者の把握
3 入札等への参加	<ul style="list-style-type: none"> 入札等への参加は、幹事会社組合員の担当社員が行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 幹事会社組合員の担当社員 	<ul style="list-style-type: none"> 責任体制 入札結果の把握
4 契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> 締結する契約書のほか大量の関係書類を幹事会社組合員の担当社員と組合事務局が共同して作成します。 	<ul style="list-style-type: none"> 幹事会社組合員の担当社員 組合事務局 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">共同受注の確保</div> <ul style="list-style-type: none"> 責任体制 事務局支援社員 基本ルール徹底 幹事会社組合員と組合員（の社員等）が各受注物件ごとに協議
5 保守点検体制づくり（配分協議）	<ul style="list-style-type: none"> 保守点検の打合せ（配分協議含む）を幹事会社組合員と組合員（の社員等）が行い実施体制を確保します。 	<ul style="list-style-type: none"> 幹事会社組合員と組合員（の社員等） 	<ul style="list-style-type: none"> 責任体制 事務局支援社員 基本ルール徹底 幹事会社組合員と組合員（の社員等）が各受注物件ごとに協議
6 保守点検の実施	<ul style="list-style-type: none"> 保守点検は関係組合員（の社員等）が実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係組合員（の社員等） 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">法令遵守の徹底</div>
7 結果報告 消防機関等 発注者（官公庁）	<ul style="list-style-type: none"> 幹事会社組合員の担当社員が消防機関等への点検結果報告書及び発注官公庁への完了報告書の提出業務を担当。 	<ul style="list-style-type: none"> 幹事会社組合員の担当社員 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">責任体制への信頼</div>
8 点検料の請求	<ul style="list-style-type: none"> 組合事務局が受託費請求。幹事会社組合員の担当社員と共同し書類作成。 	<ul style="list-style-type: none"> 組合事務局 幹事会社組合員の担当社員 	<ul style="list-style-type: none"> 組合が消防用設備等の保守点検業務を受注し実施する静岡県庁舎（令和5年度）
9 組合に点検料の入金	<ul style="list-style-type: none"> 官公庁からの支払いは、組合が受領しますが、組合員への配分は配分基本ルール及び配分協議結果に基づき行われます。また、税金や組合運営費等が受領した受託費等から支払われます。 		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">組合員へ配分実施</div>
10 組合員等に配分			
11 共同受注検査 書類検査（全物件） 現場確認（抽出）	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、発注者の完了検査に加え、組合独自に書類検査（10月頃）・現場確認検査（2月頃）を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 共同受注検査員（組合）、受検組合員の社員、組合事務局 	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守の徹底 行政庁へ定期報告
12 理事会・総会 （行政庁へ定期報告）	<ul style="list-style-type: none"> 共同受注活動は理事会・総会へ報告し承認を受けます→行政庁へ定期報告。 	<ul style="list-style-type: none"> 組合員、組合役員 組合事務局 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">ふじのくに静岡の安全・安心等へ</div>

官公需適格組合の責務（1）

点検・検査組合「事業概要(令和2年度)」に加筆

1 厳しい認定基準

官公需適格組合は、事業協同組合(全国中小企業団体中央会調べ・令和5年3月末・全国で19,250)等のうち、「地方公共団体等の官公庁が発注する業務について、共同受注に意欲的であり、かつ受注した契約を十分責任をもって履行できる経営基盤・体制を整備している組合」であると、国(中小企業庁)が認定した組合です。認定には、厳しい認定基準が設定されているだけでなく、3年に1回、必ず基準を充足しているか否かの審査が実施されます。

こうしたこともあり、令和5年9月末現在、官公需適格組合は全国で905組合、うち静岡県では49組合(事業協同組合全体の約4.7%全国値・組合試算6ページ)にすぎません。

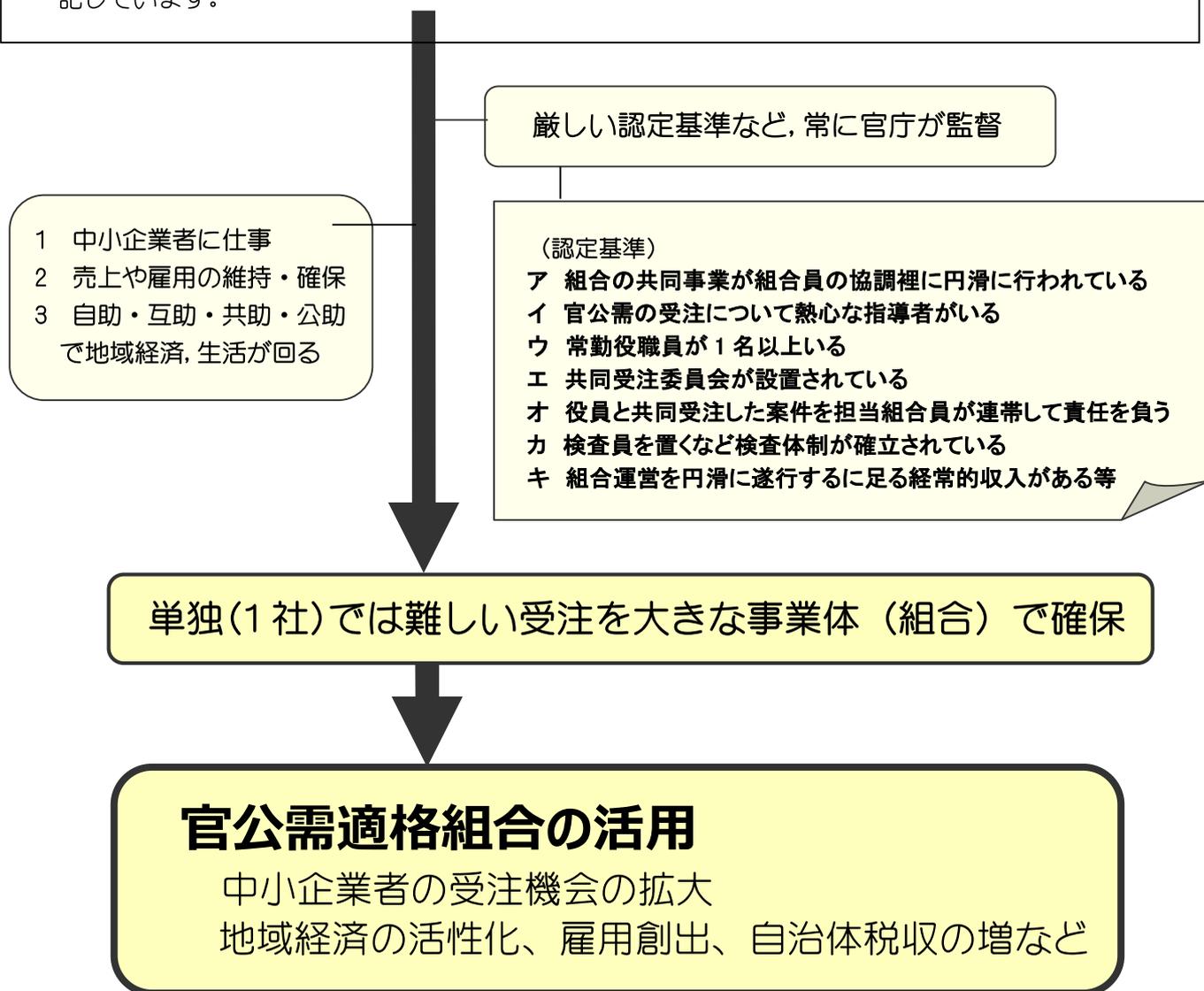
2 法律等に基づく仕組

官公需適格組合の活用については、官公需法(38ページ)や「昭和42年度中小企業に関する国等の契約方針」等に基づき、国等が積極的に活用し支援する仕組が制度化されています。制度では、県や市町に国施策に準じて必要な施策を講ずるよう「努力義務」が課せられています。

また、これらを受け国は毎年度、官公需における中小企業・小規模事業者向け契約目標や中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置事項を定めた「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を閣議決定し、取組の推進と推進体制の確立を図っています。

3 静岡県条例で官公需適格組合を明記

平成26年3月28日に制定・公布された「静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例(38ページ)」は、支援対象となる中小企業者として「官公需適格組合」を明記しています。



法令遵守の保守点検・検査を提供して30年！

— 静岡県や静岡市、浜松市等から業務受託 —

静岡県消防設備保守点検業協同組合
代表理事 西川 和宏

組合設立30年目を迎え、静岡県及び関係機関各位のご理解、ご支援に組合員一同、心より御礼を申し上げます。今後も、法令遵守の消防用設備等保守点検を通じ、火災予防及び地域の安全・安心、官公需適格組合を活かした地域経済の活性化に貢献してまいります。

関係の皆様におかれましては、次の事項を踏まえ、官公需適格組合の受注機会の拡大に、ご配慮いただきますようお願い申し上げます。



(1) 中小企業者である組合員(63社)の受注確保

当組合は、静岡県下の公共施設における消防用設備等保守点検及び防火設備検査業務の共同受注に実績があり、県内全域で事業活動を行う組合員(63社)に業務配分(受注確保)を実現しています。

(2) 県内随一の有資格者体制

共同受注した業務については、法律に規定された適正な保守点検を、業務委託契約に基づき「組合員(63社)」と「組合員が雇用する有資格者及び個人事業者組合員(消防設備士412人・点検資格者290人、防火設備検査資格者74人等)」が、保守点検・検査に責任を持ち確実に実施するとともに、組合(組合役員及び事務局)が業務全体を総括・監理しています。(18~19ページ)

(3) 複雑化・高度化する消防用設備等保守点検ニーズ

建築物など施設の複雑化や大規模化、設置される設備の高度化や専門化が進む消防用設備・防火設備の保守点検・検査では、種別に見合う多数の有資格者(法律で義務づけ、19ページ)を、厳しい保守点検・検査スケジュールの中で同時並行して配備できる事業者でなければなりません。消防用設備等・防火設備の一元維持管理、学校施設等における複数施設の一括発注、複雑な多種多岐にわたる設備が設置された大規模公共施設等の保守点検・検査など、当組合は、県内地方公共団体の点検・検査ニーズに「地域の公的団体(23ページ)」として対応し貢献しています。

(4) 法令に基づく試験器具等

消防法令に基づく適正な保守点検では、定期的な品質評価を確実に行った試験器具等の使用が義務づけられています(16ページ)。当組合では、組合独自の検査等を実施し、法令に基づく試験器具等による適正な保守点検の徹底を図っています。

(5) 官公需適格組合の活用へ

業務量が大きく、かつ複雑化・高度化する消防用設備等保守点検及び防火設備検査業務の受発注において、現行の指名競争入札制度では、消防法が無資格者点検等に罰則を課しているにも拘らず、有資格者が不足する又は有しない業者等が書面による承認を得ず再委託・再々委託や無資格者点検等を実施しても防止できません。こうしたことから、適正な保守点検の確保、ひいては火災予防、地域の安全・安心に大きな懸念が生じています。

国から官公需適格組合の認定を受けた当組合は、一括発注及び一元管理等に伴う大規模化、あるいは複雑化・高度化する点検ニーズにも的確かつ法令遵守で対応できる、実績と信頼を有する「地域の公的団体(国の認定を受けた官公需適格組合)」です(26ページ)。

(6) 透明性の高い発注方式を要望

是非、法律に基づき創設された官公需適格組合制度の意義及び役割をご理解いただき、一元管理、一括発注等の施設における保守点検業務（以下、検査業務を含む）委託につきましては、制度活用の促進を図る意味でも「一般競争入札方式」としていただき、地域の中小企業者の受注確保の推進が図られますよう要望します。

合わせて、透明性の高い業務委託仕様書により、規律ある競争と受注に向けた企業努力が促進され、適正な保守点検の実施に真摯に取り組む事業者が保守点検・検査業務を担うことができますよう、制度の拡充及び制度の適正な運用を要望します（20～21 ページ）。

(7) 責任ある「唯一無二」の協同組合としての責務

当組合は、協同組合及び官公需適格組合が担う責務を果たすべく、契約条項を遵守するだけでなく、施設及び設備の一括発注・一元管理に伴う複数の誤動作や緊急時においても、連絡網による速やかな対応ができる体制等を基に責任ある「唯一無二」の協同組合として地域の安全・安心に貢献してまいります（33 ページ）。

(8) 官公需適格組合の基本ルール

官公需法（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律・昭和 41 年法律第 97 号）が定める「官公需適格組合」とは、中小企業者が、力を合わせ官公需（公共施設における消防用設備等保守点検業務など）を受注する仕組みです。したがって、一般競争入札が実施され組合が応札する場合には、組合の設立目的、官公需適格組合の制度趣旨及び組合例規に基づき、組合員 63 社は応札できない（組合として応札する）を原則としています（26 ページ）。

(9) 地方公共団体の努力義務

官公需法第 8 条は、「地方公共団体は国の施策に準じて中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずる」と定めています。また、「静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例（平成 26 年 3 月制定）」では、第 2 条（定義）で、条例が適用対象とする中小企業者を「前号に掲げる中小企業者を構成員とする事業協同組合、企業組合、協業組合、官公需適格組合その他の組合」と規定し、「官公需適格組合」を支援対象として明記しています（38 ページ）。

(10) まとめ

官公需適格組合の活用は、国や地方公共団体が講ずる「官公需適格組合における受注機会拡大」の最も基本となる取組であると考えます。

官公需適格組合とは

東京オリンピック（1964年）後、わが国は 好景気（「いざなぎ景気」）に沸きます。

しかし、その一方で産業構造の変化や国際化などが進み“中小企業者対策”が喫緊の課題となっていました。官公需適格組合制度は、企業数で99.7%・雇用者数で66.7%（中小企業庁・平成25年2月）を占める中小企業者を応援するため、国が昭和42年（1967年）に創設したものです。

官公需法第8条は、「地方公共団体は国の施策に準じて中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずる」と定めています。また、「静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例（平成26年3月制定）」では、第2条（定義）で、条例が適用対象とする中小企業者を「前号に掲げる中小企業者を構成員とする事業協同組合、企業組合、協業組合、官公需適格組合その他の組合」と規定し、「官公需適格組合」を支援対象として明記しています。

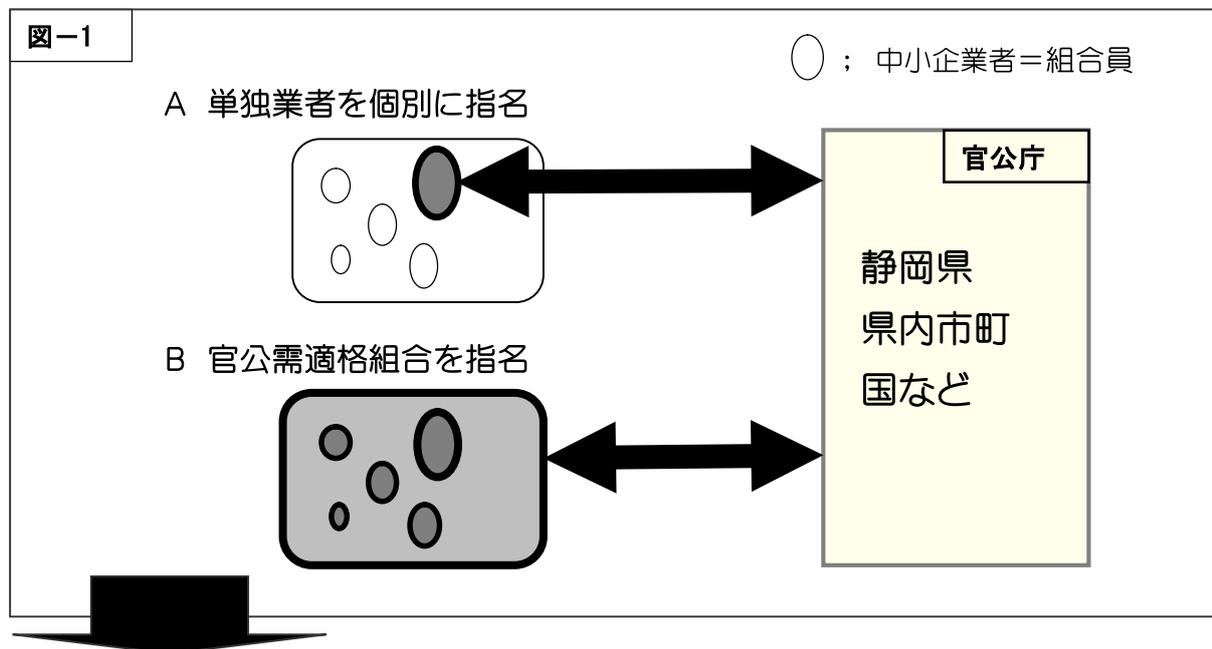
大切なことは“中小企業者が力を合わせ官公需を受注する仕組み”とともに、「国や地方公共団体が負う受注拡大の努力義務（やらなくて良いではなく）」を未来に向け引き継いでいくことです。

静岡で生活する誰もが、毎日、笑顔で暮らすことのできるよう、“官公需適格組合”をどう育て活用していくかは、私たち全員に課せられた課題と言えます。

官公需適格組合の責務（3）

<点検・検査組合「事業概要(令和2年度)」に加筆>

契約者は組合です 委託業務の契約だけでなく、全ての業務の履行主体は「協同組合（代表理事）」です。一般的には、営業段階までは協同組合（大きな組織体）が行い、受注後は協同組合内の組合員（＝単独業者）が契約主体となる形が多いものと思われます。しかし、当組合では、全ての業務を協同組合が「最初から完了まで責任を持って履行」します（22 ページ）。



地域の企業を育成し、地域産業の振興へ 官公需適格組合を応援する県内地方公共団体の発注担当者から言われました——「協同組合の組合員である業者を、競争入札にちゃんと指名していますよ！」。図-1のA「単独業者を個別に指名」する形です。

仮に、この形が固定化した場合、協同組合の存在意義はなくなります。官公需適格組合の支援は、図-1のB「官公需適格組合を指名」する形です。個別企業ではなく多数の中小企業者が、官庁の発注業務を担うことで、地域経済を支える企業に成長していく基盤づくり、ひいてはそれらの企業が形成する地域産業を振興していく形が、「官公需適格組合」の仕組みです。

換言すれば、営業力や組織力、人材や経営資源で厳しい状況にある中小企業者が、地域経済や地域社会で継続して活動し、生活していくことを「国が作った仕組み」で応援し実現するものです。

地域の「新たな動き」、引き継ぐもの！ 近年、県内の一部の官公庁では、業務の効率化や急速に進む地域経済の変容等を背景に、消防用設備等保守点検業務の受発注において「新たな動き」——指定管理者制度の導入、複数会計年度にわたる包括業務委託（施設管理・警備・消防用設備等保守点検など）の実施、地域産業の振興施策に特化した発注等が見られます。そして、こうした動きは、情報化や少子高齢化、産業構造など社会経済情勢の変化と相俟って、非常な速さで進行し拡大しています。

しかし、地域の安全・安心及び地域経済の活性化は、様々な分野での取組や、それを支える多くの人・業者、そうした取組によって毎日を笑顔で暮らす地域の皆さんの総体で成り立つものです。

静岡県消防設備保守点検業協同組合は、火災予防を通じて地域防災を担います。地域の先人から「引き継ぐもの」を、皆で一緒に力を合わせ、時代の変化に対応しながら引き継いでいくことで、大切な地域や地域の生活が確保されていくことを目指します。



（静岡県庁舎） 組合は、法令遵守による保守点検を基本に、保守点検技術や実施体制等の努力を重ねながら一般競争入札に参加し共同受注を実現します。

事業及び事業環境

(資料説明) 組合事務局が、組合資料及びWeb情報等で整理した組合設立後の「共同受注事業」に関連した組合、静岡県内及び全国の動きです。

年 度	組 合 の 活 動	静 岡 県 内 の 動 き	全 国 の 動 き
1 組合設立	<p>1994～2001年度 (平成6～13年度)</p> <p>平成6年7月 組合設立 (15社) 平成6-13年度 組合法令整備など</p> <p>平成7年2月 県関係部署へ要望活動 平成7年3月(浜松市), 5月(静岡市)要望 平成7-13年度 県・市町等へ要望 平成13年11月 官公需適格組合の認定</p>	<p>要望例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県公共建築物の消防用設備等保守点検業務と工事の指名 ・消防用設備の分離発注 ・消防用設備等点検の品質確保と向上へのご尽力 ・消防法令の遵守、有資格者の確保と立会い励行、適正業者等 	<p>昭和40年5月 消防設備士制度 昭和49年6月 消防用設備等点検報告制度 昭和61年12月～平成3年2月 パブル景気</p> <p>平成7年1月17日 阪神・淡路大震災 平成13年1月 中央省庁の再編 平成13年9月 新宿歌舞伎町ビル火災</p>
2 官公需適格組合	<p>2002～2007年度 (平成14～19年度)</p> <p>平成14-19年度 組合組織の充実 平成14-19年度 県・市町等へ要望 指名→一般競争入札へ 平成18年12月 組合名称変更 (主要事業の消防用設備等保守点検事業をより明確化) 平成19年度- 国への要望スタート</p>	<p>要望例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国から官公需適格組合の認定を受けた組合は、県議会・県・市町・関係団体へ「法令遵守の徹底」や官公需適格組合の活用促進を要望 ・H15年度/消防関係法規改正及び消防用設備等の点検委託契約の見直しについて 	<p>平成14-20年 聖域なき構造改革 平成18-24年度末 消防救急地域化 (～令和6年4月1日まで期限延長) 平成19年10月 郵政事業の民営化</p>
3 組合体制の強化	<p>2008～2016年度 (平成20～28年度)</p> <p>平成20年度- 国県市等へ要望を本格化 平成21年2月 県知事褒賞を受賞 平成21年度 共同受注額1億円を突破 平成23年3月 事務所移転(JR静岡駅近接) 平成23年3月 個人事業者の加入促進 平成24年5月 組合員数30組員を突破 平成25年度 消防庁へ報告様式等要望 平成26年10月 中小企業団体中央会表彰 平成27年5月 組合員数50組員を突破 平成27年7月 青年部会の設立総会 平成28年4月 賛助会員4社の加入 平成28年10月 平成28年度版積算基準(防火設備検査を含む) 平成28年12月 県消防学校へ講師派遣 (平成28年度以降も継続)</p>	<p>平成23年度 静岡県及び静岡県教育委員会事務局が入札条件を改善 平成25年度 静岡市教育委員会事務局が条件付一般競争入札に変更 平成26年3月 静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済活性化に関する条例の制定・施行 平成28年12月 静岡県中小企業・小規模企業振興基本条例の制定・施行 平成29年3月 静岡県教育委員会事務局が一括発注方式(消防用設備等と防火設備、以下同じ)を導入</p>	<p>平成20年9月 リーマンショック 平成20年12月(～5年間) 公益法人改革 平成23年3月11日 東日本大震災 平成24年12月- アベノミクス 平成25年10月 福岡市診療所火災 平成26年4月 消防庁告示「点検結果報告書様式に会社名等追加」 平成28年1月- 日銀がマイナス金利政策 平成28年6月 防火設備定期検査報告制度の施行(建築基準法第12条) 平成28年12月 糸魚川市大規模火災 平成29年2月 埼玉県三芳町倉庫火災</p>
4 戦略的広報と事業環境の整備	<p>2017～2023年度 (平成29～令和5年度)</p> <p>平成29年度 共同受注額2億円を突破(一括発注方式の導入効果) 平成30年5月 組合名称の変更 平成30年10月 業法制定要望(本格化) 平成31年2月 消防庁「点検結果報告書等様式の一部改正」意見書を提出 平成31年4月 戦略的広報の本格化(ブログ・HP・メール便・広報誌等) 令和元年6月 新潟県官公需適格組合協議会で講演・情報交換 令和元年7月、10月 業法で国等と意見交換・具体的な協議等 令和元年11月 中小企業庁長官賞受賞 令和2年2月 中小企業組織活動懸賞レポートの本賞受賞(全国初) 令和2年3月 知事へ受賞報告 令和2年4月 60組員を突破 令和5年6月- 改定「積算基準」普及等 令和5年9月 組合会計(税等)外部委託 令和5年10月 消防庁等へ業法を含む事業環境整備を要望、意見交換 令和5年11月 埼玉県官公需受注対策懇談会で講演・情報交換</p>	<p>平成29年5月 浜松市教育委員会等が一括発注方式を導入 平成30年5月 静岡県が県本庁舎で一括発注方式を導入 平成30年7月 静岡県議会が地方自治法第99条の意見書を可決承認 平成31年4月 静岡市が「中小企業・小規模企業振興条例」を制定施行 令和3年3月 事業者等を守り育てる静岡県公契約条例の制定施行→県取組方針(案)のパブコメ募集 令和3年9月 組合が意見提出(公契約条例の県取組方針) 令和3年12月 県が県公契約条例「取組方針」を策定 令和4年4月 浜松市が官公需適格組合を明記した「浜松市調達方針」をHP上で公表 令和6年2月 組合が県教委事務局へ現場報告</p>	<p>平成29年12月 さいたま市特殊浴場火災 平成30年1月 札幌市自立支援施設火災 平成31年1月 消防庁「点検結果報告書等様式の一部改正(案)」意見公募 平成31年4月 消防庁告示(上記)の公布 令和2年12月 消防庁次長通知「押印廃止、電子申請、手続オンライン化等」 令和3年12月 火災予防分野の各種手続電子申請等導入マニュアルの策定 令和3年12月 大阪市北区ビル火災 令和4年2月 新潟県村上市工場火災 令和4年11月 二酸化炭素消火設備設置ガイドライン策定(R2.12月-R3.4月事故) 令和5年6月 規制改革実施計画を閣議決定 令和5年7月 消防庁が「予防行政のあり方検討会」等を開催 令和5年8月 厚木市内遊技場立体駐車場火災 令和5年10月 消費税(インボイス)制度導入 令和5年10月 消防庁予防課長通知「設備点検要領等(デジタル化関連)の一部改正」</p>
令和6年度以降	<p>2024年度～ (令和6年度～)</p> <p>第30回通常総会を開催 (R6.5.16) 組合設立30年 (R6.7.18)</p>	<p>共同受注の確保、組合員への配分を確実に実施し、「地域の安全・安心」及び「地域経済の活性化」を担い組合活動を推進する!</p>	<p>令和2年1月 国報道発表「中国で原因不明の肺炎」 ↓ 令和2年4月 ↓ 令和3年4月 ↓ 令和4年4月 ↓ 令和5年4月 令和5年5月 感染症法の扱いが2類から5類へ</p> <p>新型コロナウイルス感染症(32ページ)</p>

青年部会の活動

静岡県消防設備保守点検業協同組合の青年部会は、平成 27 年 5 月 27 日開催の第 21 回通常総会において創設が決議され誕生しました。組合広報誌「組合だより第 17 号・平成 27 年 10 月号」が、次のように報告しています。

◆◆◆ 組合青年部会がスタート ◆◆◆

平成 27 年 5 月 27 日(水)、「静岡県消防設備保守点検協同組合」通常総会で決定した組合青年部会は、7 月 3 日(金)に組合事務所に賛同者 13 人が参集し発足しました。当日、日程の都合で参加できない方を含めると総数 17 人でスタートとなりました。若き経営者・後継者たちが集うこの部会には、将来の消防設備点検業務のあり方を見据えた研鑽・交流等々を図りながら、人的ネットワークの確立を通じての様々な問題解決や新たなアイデア創造の場となることが期待されます。

組合青年部会役員

会 長	堀部成信	日興電気通信(株)
副会長	佐野靖浩	(株)アオイテレテック
〃	松坂直和	中部防災工業(株)
監 事	加藤裕介	ニッコウプロセス(株)
〃	橋詰 歩	セルコ(株)静岡支店



(組合事務所にて)

(活動概要)

- 平成 27 年 (2015 年) 5 月 27 日 第 21 回通常総会で「青年部会の創設」を決議
平成 27 年 (2015 年) 7 月 3 日 青年部会の設立総会 (組合事務所に賛同者参集)
平成 27 年 (2015 年) 9 月 9 日 会長・副会長が今後の事業等を協議
平成 27 年 (2015 年) 11 月 5 日 青年部会ゴルフコンペを開催
平成 28 年 (2016 年) 2 月 26 日 青年部会研修会を実施
- 平成 28 年度 (2016 年度) 第 1 回青年部会通常総会、青年部会ゴルフコンペ、組合役員・青年部会役員の意見交換会、静岡県中小企業団体中央会組合青年部県大会への参加等
- 平成 29 年度 (2017 年度) 第 2 回青年部会通常総会 (副会長増、連携交流担当・業務担当委員会の設置)、国土交通省・消防庁等要望に参加、青年部会ゴルフコンペ、組合役員・青年部会役員の意見交換会、研修会等
- 平成 30 年度 (2018 年度) 第 3 回青年部会通常総会、浜松市消防局長等と情報交換、青年部会ゴルフコンペ、消防庁要望及び消防庁「点検結果報告様式の一部改正(案)」意見書提出に参加等



- 令和元年度（2019年度） 第4回青年部会通常総会、関係省庁等との業法・事業環境の改善に係る意見交換に参加、誰でも参加できるボウリング親睦会の開催、青年部会ゴルフコンペ等

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大で交流事業など事業の一部実施見合わせ、オンライン対応等



- 令和2年度（2020年度） 第5回青年部会通常総会等
- ※ 交流事業など事業の一部実施見合わせ等（継続）

- 令和3年度（2021年度） 第6回青年部会通常総会等
- ※ 交流事業など事業の一部実施見合わせ等（継続）



- 令和4年度（2022年度） 第7回青年部会通常総会（新型コロナ禍後、3年振り開催となった組合情報交換会（懇親会）に参加）、青年部会ゴルフコンペ、ボウリング親睦会の開催、消防用設備等保守点検料金「積算基準」検討会に参加等

- 令和5年度（2023年度） 第8回青年部会通常総会（組合情報交換会に参加）、青年部会ゴルフコンペ、消防用設備等保守点検料金「積算基準」検討会に参加、組合役員・青年部会役員の意見交換会等

※ 青年部会の会員は毎年、組合通常総会に出席



（参考）全国の協同組合等との交流

- 静岡県消防設備保守点検業協同組合は、組合活動やWeb情報を通じて確認できた「消防用設備等保守点検業を行う全国の協同組合（官公需適格組合）」や関係団体に、組合広報誌、メール通信及び組合HP（ブログを毎日更新）など様々な方法で情報発信をしています。
- 平成23年（2011年）10月創刊の組合広報誌「組合だより」では、これまで次のような交流・情報発信が報告されています。
- 埼玉県官公需受注対策懇談会（講演及び情報交換）、全国中小企業団体中央会（事務局長の来訪・パネルディスカッションに参加・国との意見交換に職員同席等）、新潟県官公需適格組合協議会（活動報告及び情報交換）、山梨県消防設備保守点検業協同組合（組合役員の交流等）、岐阜県の㈱ウスイ消防（組合役員が訪問）、協同組合群馬県消防防災センター（組合設立前の視察や組合役員が訪問し情報交換等）、日本火災報知器工業会（組合役員が訪問）等。

組合活動（2017～2023 年度） 1 - 未来へ -

産業人材確保のリーフレットの発行・普及	消防設備士受験講座の開設支援(笹田学園)
 <p>H30 年度県交付金事業等を活用して実施</p>	 <p>(R1年12月～)</p>
県消防学校へ講師派遣/ H28 年度以降も継続	県知事へ組合活動を報告/ R2 年 3 月
	
新潟県官公需適格組合協議会で講演/ R1 年 6 月	BCP 策定促進研修会の実施/ H31 年 2 月
	
中小企業庁長官賞の受賞/ R1 年 11 月	中小企業組織活動懸賞レポートの本賞受賞
	 <p>※ 業界で全国初 / R2 年 2 月</p>
消防庁へ業法制定、事業環境改善を要望/H30 年 10 月	要望活動(抜すい)/ H29-R1 年度
	<p>H29 年 8 月 消防庁・国土交通省(諸課題) H29 年 10 月 静岡市関係課 (事業説明) H29 年 11 月 関係省庁(業務再委託の禁止) H30 年 10 月 消防庁(業法, 事業環境の改善) H31 年 2 月 消防庁(点検様式\アプリ提出) H31 年 4 月 静岡県→消防庁(疑義確認) R1 年 7 月 関係省庁(業法の論点整理、背景等) R1 年 10 月 立法関係部署(同上)</p>

<点検・検査組合「事業概要(令和2年度)」に加筆>

組合活動（2017～2023年度）2 - 未来へ -

<p>静岡県公契約条例の取組方針ハブコ提出/R3年9月</p>	<p>静岡県消防学校訓練へ講師派遣/R5年3月</p>
 <p>R4年1月の新年挨拶回り時に出納局長へ報告</p>	 <p>組合派遣の講師、消防学校教官及び受講者が協働して実科訓練を実施（令和5年度で8回目）</p>
<p>消防用設備等保守点検料金「積算基準」を7年振り改定、組合内外へ法令遵守事項に基づく仕組の普及・活用を情報発信/R4年度に検討会で検討、R5年度に情報発信</p>	
	 <ul style="list-style-type: none"> ・積算基準検討会/ R4年7月～ ・組合内外への送付 / R5年6月と8月に分け実施 (20～21ページ)
<p>消防庁等へ事業環境整備(業法含む)を要望・意見交換/R5年10月</p>	
	 <p>保守点検現場の実態や事業環境の課題等を意見交換（業法制定の必要性を再度報告）</p>
<p>埼玉県中小企業団体中央会「官公需受注対策懇談会」で取組を講演/R5年11月</p>	
	 <p>組合の地域一体となった提案型共同受注活動を講演/埼玉県「大宮ソニックシティ」</p>
<p>新型コロナ禍を乗り越えて -4年振りの国要望等-</p>	<p>要望活動(抜すい)/ R1-R5年度</p>
  <p>銀杏並木と国会議事堂・議員会館（国等への要望後）/R5年10月</p>	<p>R1年 12月～ 静岡市応援会議で現状報告等 R2年 1月～R5年 5月 - 新型コロナ禍 - R2年 11月 県内市町へ情報提供(県消防保安課) R3年 9月 県へ公契約条例関連ハブコ提出 R4年 1月 県出納局長へ県公契約条例（挨拶） R5年 10月 消防庁等へ事業環境整備(業法含む) R6年 2月 県教委事務局へ現場報告(受発注等)</p>

(参考) 新型コロナウイルス感染症の経過

－ 組合速報コロナ「第1報 (令和2年3月6日)」～「第30報 (令和5年8月21日)」－

静岡県消防設備保守点検業協同組合は、組合員及び組合関係者へ業務の参考としていただくため、新型コロナウイルス感染症の関連情報「組合速報コロナ」を令和2年3月6日(金)13時から可能な限り、定期的に一斉ファクス等により情報提供しました。直近は「第30報」令和5年8月21日(月)12時です。なお、「組合速報コロナ」は組合HPで公開しています。

→ <https://www.siz-sba.or.jp/syob-k/corona/index.htm>

<第30報から抜すい>

☆ <緩やかな増加傾向、横ばい> 令和5年4月以降～R5年8月下旬／

→ R5.8.18(金)に県独自の「感染拡大注意報」に引下げ

➡ R5.8.9(水)、厚生労働省が事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する住民への注意喚起等の目安」

→ R5.8.4(金)、静岡県は県独自の「感染拡大警報」を発令(～R5.8.17木)

→ R5.7.28(金)、県独自の「医療ひっ迫注意レベル(レベル2)」へ医療状況評価レベルを上げ

→ R5.7.14(金)、県独自の「感染拡大注意報」を発令(～R5.8.3木)

➡ R5.6.26(月)に尾身分科会会長が「第9波が始まっている可能性あり」発言

➡ R5.5.19(金)に第19週(R5.5.8-5.14)発生状況等を公表(厚生労働省)＝週1回公表へ変更

→ R5.5.8(月)以降は、感染症法2類が5類へ(1/28決定)

★R5.5.17 第29回組合総会

→ R5.3.13(月)以降は「マスク着用が個人判断」へ(2/10決定)

第5回WBC(ワールド・ベースボール・クラシック) R5.3/9-3/22

★ <第8波> 令和4年10月下旬から令和5年2月上旬／

→ 1/7 県の新規感染者数が過去最多「9,475人/日」→1/27「医療ひっ迫防止対策強化地域」指定

→ 9/26(月)全国一律で療養の考え方を転換＝全数届出を見直し(～2/10終了)

★ <第7波> 令和4年7月上旬から9月上旬／

→ 9/8(木)政府が「ウイズコロナに向けた新たな段階への移行の全体像を決定」

→ 静岡県の新規感染者数はR4.8.24「7,969人/日」と過去最高を記録

→ 5/25 第5回目ワクチン接種の開始～9/30

★R4.5.18 第28回組合総会

★ <第6波> 令和4年新年からオミクロン株による感染拡大の波 ～R4年3月下旬／

→ 11/30 アフリカ帰国者からオミクロン株感染を初確認(日本)

北京冬季オリンピック
R4.2/4-2/20、3/4-3/13

R4.2.24 ウクライナ侵攻

★ <第5波> 令和3年8月中旬をピークとする波～9月末／

→ 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の全面解除＝R3.9.30(木)

→ 新規感染者がピーク(8/20)→静岡県にも緊急事態宣言が発令(8/20～9/30)

2020年東京オリンピック
R3.7/23～8/8、8/24-9/5

<第4波> 令和3年4月下旬-5月中旬をピークとする波～6月下旬／

→ 緊急事態宣言が沖縄県だけ6/21、一旦は沈静化

→ 緊急事態宣言が4都府県(4/25)→2県(5/12)→3道県(5/16)→1県(5/23)に発令など

★R3.5.19 第27回組合総会

<第3波> 令和3年1月をピークとする波～2月末／

→ 緊急事態宣言が4都県(1/7)や7府県(1/13)に発令

<第2波> 令和2年8月上中旬頃をピークとする波～10月中旬／

→ 東京都等での感染増加(8月第1週ピーク)

★R2.5.20 第26回組合総会

<第1波> 令和2年4月下旬をピークとする波～6月中旬／

→ 緊急事態宣言が7都県(4/7)→全都道府県(4/16)発令へ拡大

<スタート> 令和2年1月6日 厚生労働省発表「中国武漢市における原因不明肺炎発生」／

組合概要（中小企業庁「官公需適格組合便覧」）

* 2023 年度末データに更新

静岡県知事設立認可の官公需適格組合（中小企業庁認定）「静岡県消防設備保守点検業協同組合」の概要を、中小企業庁HP「[官公需適格組合便覧・2020年10月版](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/kumiai_binran/index.html)」から転載します。

→ https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/kumiai_binran/index.html

項目 年度	受注件 数(件)	受注額, 税抜 (百万円)	主な受注品	主な発注機関（取引先）
* R 2 年度	17 件	221 百万円	消防用設備等保 守点検	静岡県, 静岡市, 浜松市等
* R 3 年度	16 件	216 百万円		同上
* R 4 年度	16 件	217 百万円		同上
<p>当組合は、消防用設備等法定点検の専門業者として、平成 13 年 11 月に官公需適格組合の認定を受けました。令和 5 年 4 月 30 日現在（*）、組合員 63 社、常用従業員 651 人、うち消防設備士及び消防設備点検資格者 473 人、電気工事士 214 人、防火設備検査資格者 74 人など多くの専門技術者(有資格者)を擁しています。</p> <p>平成 6 年 7 月の組合設立から 29 年（*）、中小企業等協同組合法に基づく共同受注及び組合員への配分等を実際に行うとともに、「原則業務再委託禁止」を遵守し、組合員自らが雇用した資格者等により業務を行う体制で「適正な保守点検」を実施しています。</p> <p>また、平成 28 年 6 月施行の「防火設備定期検査報告（建築基準法第 12 条）」については、「消防用設備等保守点検(消防法)」との一括発注を提案し、県立高校や公立小・中学校等の施設で、一括発注方式の共同受注を実現するなど官公需適格組合として地域の安全・安心に貢献しています。</p>				
所在地	〒422-8067 静岡県静岡市駿河区南町 5 番 3 号 TEL : 054-287-5091、FAX : 054-287-5092			
代表者	代表理事 西川 和宏			
事務局・常勤役職者数	常勤職員 2 名（うち技術者数 0 名）			
連絡担当者	専務理事（兼事務局長）			
URL (HP)	http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/			
組合の地区(活動エリア)	静岡県			
出資金・設立年月日	540 万円・平成 6 年 7 月 18 日			
組合員数	63 社（令和 5 年 4 月 30 日現在）*			
組合員資格	(1) 建設業許可を有する消防施設工事業又は消防用設備等保守点検事業を行う事業者であること (2) 本組合の地区内に事業場を有すること			
組合の資格・許認可等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎等管理業務競争入札参加資格（消防用設備等保守点検） ・ 静岡県・静岡市・浜松市 ほか 			
官公需適格組合証明取得	平成 13 年 11 月（令和 4 年 11 月に 8 回目認定）*			

組合役員・組合員

○ 理事及び監事

令和5年5月17日選任（任期2年）

	氏名	所属組合員・会社	備考
理事長	西川 和宏	セルコ(株)	代表理事
副理事長	杉山 和幸	鈴与技研(株)	総務担当副理事長
副理事長	堀部 莞爾	ニッコウプロセス(株)	
理事	飯塚 史洋	広伸防災(株)	
理事	吉川 友朗	静岡法律事務所ふたば鷹匠事務所	弁護士
理事(専務)	伊藤 晃	静岡県消防設備保守点検業協同組合	事務局長(令和6年度)
監事	土谷 直人	ニッセー防災(株)	
監事	佐野 靖浩	(株)アオイテレテック	

○ 共同受注役員

令和5年4月1日委嘱（任期2年）

役員名	氏名	所属組合員・会社	備考
1 共同受注担当役員			
理事長	西川 和宏	セルコ(株)	
副理事長	杉山 和幸	鈴与技研(株)	
副理事長	堀部 莞爾	ニッコウプロセス(株)	
2 共同受注委員会			
委員長	飯塚 史洋	広伸防災(株)	
副委員長	藤田 光弘	セルコ(株)	
委員	西尾 直之	日興電気通信(株)	
委員	小田巻 秀幸	鈴与技研(株)	検査員長兼務
委員	小川 博史	セルコ産業(株)	検査員兼務
委員	荒瀬 敏弘	(株)富士消防機商会	
3 共同受注検査委員会			
委員長	佐野 靖浩	(株)アオイテレテック	
委員	佐藤 誠	東海消防技研(株)	
委員	高田 靖彦	鈴与技研(株)東部営業所	
4 共同受注検査員			
検査員長	小田巻 秀幸	鈴与技研(株)	
検査員	稲垣 憲幸	(株)日本防火研究所	
検査員	藤田 貴也	セルコ(株)	
検査員	小川 博史	セルコ産業(株)	
検査員	長田 基希	東海消防技研(株)	
検査員	山口 純市	日興電気通信(株)	



令和5年4月 第1回理事会



令和5年4月 会計監査

○ 組合員

組合員数	正社員数 (常用従業員)	消防設備士	点検資格者	電気工事士	防火設備 検査資格者
63社	651人	412人	290人	214人	74人

組合広報誌「組合だより第50号（令和6年1月刊）」掲載の組合名簿（令和6年1月現在）
を転載。掲載順は同名簿の順です。詳しくは、組合広報誌及び組合HPをご覧ください。

→ <https://www.siz-sba.or.jp/syob-k/index.html>

組合員（会社）名	代表者	住 所	備 考（ 県 内 ）
広伸防災(株)	飯塚 史洋	富士市川成島	本社、沼津支店
ニッセー防災(株)	土谷 直人	裾野市佐野	
(株)アオイテレテック	佐野 靖浩	静岡市駿河区	
(株)SG防災テクノサービス	杉村 友也	藤枝市田沼	
(株)共同設備	高沢 豊秀	静岡市葵区	
近藤設備	近藤 晃弘	静岡市駿河区	
消防機材山治(株)	福井 隆幸	静岡市葵区	
鈴与技研(株)	杉山 和幸	静岡市駿河区	本社、営業所（東部, 西部）
関防災設備	関 貴之進	静岡市清水区	
(株)セキユア	石神 利明	島田市金谷	
セルコ産業(株)	西川 和宏	静岡市駿河区	
大平エフ・イー・システム(株)	平野 和真	静岡市駿河区	
(株)タピア	湊 宏治	静岡市葵区	
(株)日本防災システム	大島 至了	島田市中河町	
花村消防設備	花村 英樹	静岡市葵区	
(株)ピーティーエス	坪井 政春	静岡市清水区	
(株)富士消防機商会	荒瀬 敏弘	静岡市清水区	
(株)プラステクト	鈴木 努	静岡市葵区	
マナブ防火防災メンテナンス	遠藤 学	静岡市清水区	
宮崎設備	宮崎 誠二	静岡市葵区	
宮澤電池産業(株)	宮澤 学	静岡市葵区	
明幸電業	鈴木 秀幸	静岡市駿河区	
(同) 葵防災工業	井口 慎一	浜松市中央区	
E. B O S A I	太田 悦由	浜松市浜名区	
(有)石垣防災	石垣 益年	浜松市浜名区	
(有)エイト・エス・イー・エム	町田 和久	掛川市亀の甲	
(有)遠州消防設備	神谷 知宏	磐田市天竜	
太田防災	太田 済広	浜松市天竜区	
木下電気(株)	木下 哲志	浜松市浜名区	
北沢防災設備(有)	北澤 浩之	浜松市浜名区	
(株)北島電設	北島 実	浜松市中央区	
(株)久嶋防災	久嶋 宏之	浜松市中央区	
サイトウ防災	斎藤 至	浜松市中央区	
坂庭T A	坂庭 民茂	浜松市中央区	
三興電機(株)	村串 守啓	浜松市中央区	

組合員（会社）名	代表者	住 所	備 考（ 県 内 ）
(有)季高防災メンテナンス	季高 典裕	浜松市中央区	
鈴木消防設備	鈴木 政則	浜松市中央区	
(株)鈴木防災	鈴木 啓示	磐田市富丘	
鈴木防災	鈴木 芳武	浜松市中央区	
西遠消防機具(株)	松井 清海	浜松市浜名区	
セルコ(株)	西川 和宏	浜松市中央区	本社、静岡支店、営業所(掛川, 磐田, 湖西)
相互電池産業(株)浜松事務所	石原 忠勝	浜松市中央区	
(株)タキボウ	瀧 雅也	浜松市中央区	
(株)タナカ総合	田中 誠次	浜松市中央区	
中部防災工業(株)	松坂 直和	浜松市中央区	
T F サービス	古橋 有一朗	浜松市中央区	
電通システム(株)	木下 敏彦	浜松市中央区	
東海消防技研(株)	佐藤 誠	浜松市中央区	
東海防災(株)	大村 誉	浜松市中央区	
(有)豊田消防設備	金原 克己	磐田市東貝塚	
日興電気通信(株)	堀部 成信	浜松市中央区	本社、静岡営業所
ニッコウプロセス(株)	加藤 裕介	浜松市中央区	
(株)日本防火研究所	市川 智也	浜松市中央区	
(有)袴田防災設備	竹内 宏行	浜松市浜名区	
浜松総合防災設備(株)	伊藤 直人	浜松市中央区	
(有)富士電機浜松	小池 浩司	浜松市中央区	
(同)藤屋設備	近藤 奈央	浜松市浜名区	
(有)北部防災工業	鈴木 康之	磐田市大久保	
防災設備社(株)	金野 均	浜松市中央区	
宮下防災	宮下 光	袋井市天神町	
みゆき防災	野末 悠	浜松市中央区	
ムラツ	村松 哲也	浜松市中央区	
ライト・アーマー	中村 文彦	浜松市中央区	

○ 賛助会員

賛助会員（会社）名	代表者	住 所	備 考（ 県 内 ）
T O A (株)静岡営業所	中矢 直樹	静岡市葵区	
能美防災(株)静岡支社	高沢 豊秀	静岡市葵区	支社、営業所（沼津, 浜松）
パナソニック(株)エレクトリック-双社静岡電材営業所	大西 裕之	静岡市葵区	(令和6年度 竹内 宗蔵)
ホーチキ(株)静岡支社	佛木 貴之	静岡市駿河区	(令和6年度 丸山 清太郎)



令和5年5月、通常総会後の「組合情報交換会（懇親会）」。衆議院議員で自民党県連会長「城内実」先生から、激励と中小企業支援の実践、火災予防の貢献への感謝のご挨拶。西川理事長からは、日頃の組合員等の協力・連携に御礼挨拶（上写真）。

関係法令（火災予防）

消 防 法（昭和 23 年法律第 186 号）

第 17 条の 3 の 3（消防用設備等の法定定期点検の義務）

第 17 条第 1 項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第 8 条の 2 の 2 第 1 項の防火対象物にあっては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）

第 31 条の 6（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）

1 法第 17 条の 3 の 3 の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、1 年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。

2 法第 17 条の 3 の 3 の規定による特殊消防用設備等の点検は、第 31 条の 3 の 2 第 6 号の設備等設置維持計画に定める点検の期間ごとに行うものとする。

3 防火対象物の関係者は、前 2 項の規定により点検を行った結果を、維持台帳（第 31 条の 3 第 1 項及び第 33 条の 18 の届出に係る書類の写し、第 31 条の 3 第 4 項の検査済証、次項の報告書の写し、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表その他消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理に必要な書類を編冊したものをいう。）に記録するとともに、次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあっては、第 31 条の 3 の 2 第 6 号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。

- | | | |
|---|---|----------|
| 一 | 令別表第 1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16 の 2)項及び(16 の 3)項に掲げる防火対象物 | 1 年に 1 回 |
| 二 | 令別表第 1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ、(17)項及び(18)項までに掲げる防火対象物 | 3 年に 1 回 |

4 前 3 項の規定にかかわらず、新型インフルエンザ等その他の消防庁長官が定める事由により、これらの項に規定する期間ごとに法第 17 条の 3 の 3 の規定による点検を行い、又はその結果を報告することが困難であるときは、消防庁長官が当該事由を勘案して定める期間ごとに当該点検を行い、又はその結果を報告するものとする。

5 法第 17 条の 3 の 3 の規定による点検の方法及び点検の結果についての報告書の様式は、消防庁長官が定める。

6 法第 17 条の 3 の 3 の規定により消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類は、消防庁長官が定める。

7 法第 17 条の 3 の 3 に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、消防庁長官の登録を受けた法人（以下この条及び第 31 条の 7 において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び第 31 条の 7 第 2 項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項及び第 31 条の 7 第 2 項において「消防設備点検資格者」とする。

- 一 法第 17 条の 6 に規定する消防設備士
- 二 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）第 2 条第 4 項に規定する電気工事士
- 三 ～ 八 （略）
- 九 消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について 5 年以上の実務の経験を有する者
- 十 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防庁長官が認める者

8（略）

関係法令（中小企業支援）

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）

第 21 条（国等からの受注機会の増大）

国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）

第 1 条（目的）

この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

第 3 条（組合）

中小企業等協同組合（以下「組合」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
- 一の二 ～ 四（略）

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律＝官公需法（昭和 41 年法律第 97 号）

第 1 条（目的）

この法律は、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もって中小企業の発展に資することを目的とする。

第 3 条（受注機会の増大の努力）

国等は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価を支払をすべきもの（以下「国等の契約」という。）を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会（以下単に「中小企業者の受注の機会」という。）の増大を図るように努めなければならない。この場合においては、新規中小企業者及び組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。

第 8 条（地方公共団体の施策）

地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。

静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例（平成 26 年 3 月静岡県条例第 65 号）

第 1 条（目的）

この条例は、中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関し、基本理念を定めるとともに、県の責務等を明らかにすることにより、中小企業者が供給する物品及び役務並びに行う工事（以下「中小企業者が供給する製品等」という。）に対する需要を増進する施策を推進し、中小企業者の経営基盤の強化を図り、もって地域経済の活性化及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

第 2 条（定義）

- 1 この条例において、「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当するもので、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
 - 1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者
 - 2) 前号に掲げる中小企業者を構成員とする事業協同組合、企業組合、協業組合、官公需適格組合その他の組合
- 2（略）

静岡県議会

(平成 30 年 7 月 10 日全会一致で可決承認)

平成 30 年 7 月 10 日

衆議院議長 内閣総理大臣 消防庁長官
参議院議長 総務大臣 あて



静岡県庁本館 議会棟

静岡県議会議長 渥美 泰一

消防用設備等の保守点検業に係る業法の制定を求める意見書

平成 29 年 12 月のさいたま市の風俗ビル火災や平成 30 年 1 月の札幌市の自立支援施設の火災など、多くの尊い人命を奪う火災は後を絶たない。

空気調和設備、電気設備等の建築設備や、警報設備、消火設備等の消防用設備等が年々高度化・複雑化する中、火災による被害を最小限に食い止めるには、火災が発生した際に、消防用設備等がその機能を確実に発揮することが重要であり、それには平時における適正な点検や必要な管理、修繕が不可欠である。

しかし、消防法において消防用設備等の点検実施及び消防署への結果報告に係る規定はあるものの、消防法は消防用設備等の保守点検業に係るいわゆる業法ではないことから、当該業界の所管行政庁はなく、業界を指導・監督する権能もないため、無資格者による点検の実施や点検業務の質の低下が懸念されている。

また、近年、消防用設備等の点検実施に必要な消防設備士などの有資格者の高齢化や若年入職者の減少に伴う将来の担い手不足が懸念され、人材の確保が喫緊の課題となっているが、国等が業法に基づいて担い手の育成や確保の支援を行っている建設業界等とは異なり、当該業界に係る業法がないため、このような取り組みは一向に進んでいない状況にある。

よって、国においては国民の生命、身体及び財産を火災から守るため、消防用設備等の適正な点検の実施と当該業界の担い手の育成や確保を目的とする消防用設備等の保守点検業に係る業法を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

SDGs「火災予防の推進」

静岡県消防設備保守点検業協同組合（以下「組合」）は、第28回通常総会（2022年5月18日開催）で、SDGs宣言「火災予防の推進」を全会一致で承認採択しました。これは、組合活動を「SDGs推進の取組」に位置づけ、引き続き、組合員及び組合関係者が全員で力を合わせ、取り組んでいこうという決意の表明です。

また、組合では「SDGs宣言」の証（あかし）として、アメリカ合衆国・ニューヨークの国連本部（購買部）から直接、SDGsバッジ（下写真）を取り寄せています。そして、組合事務所に届いた日から逆算すると、国連本部が組合あてにSDGsバッジを発送した時期は、国連の安全保障理事会で「ウクライナ関連決議案」が採決された日（2022年2月25日）前後のようです。海の向こうから歴史的な国際情勢を乗り越え、組合に届いたSDGsバッジ——この小さなバッジを通じて、私たち（ふじのくに）組合活動は「SDGs推進の取組」、そして世界の多くの人々と繋がっています。

静岡県消防設備保守点検業協同組合 SDGs宣言「火災予防の推進」

私たちを取り巻く環境は、時代の潮流や社会経済情勢の変化を受け、益々その厳しさを増しています。



こうした中、消防用設備等保守点検業では、消防用設備等の点検、機能強化で施設の長寿命化を図り、点検資格者確保に向けた働き方改革など、SDGs（持続可能な開発目標）達成を目指した様々な取組の実施が求められています。

一方、消防用設備等保守点検業の点検及び適正な維持管理の推進、地域中小零細事業者が担う業の現状、少子高齢化に伴う人材確保の困難、デジタル化への対応など多種多岐にわたる課題に業界が直面しているのも事実です。

本日、第28回通常総会において、静岡県消防設備保守点検業協同組合の組合員及び関係者一同は、国から官公需適格組合に認定された県知事設立認可の協同組合として、その責務を常に忘れず、消防用設備等保守点検を通じて、将来に向けSDGs（持続可能な開発目標）の達成を目指し取り組んでいくことを、ここに宣言します。

令和4年5月18日（第28回通常総会）

官公需適格組合
静岡県消防設備保守点検業協同組合
組合員及び組合関係者一同

新たな協同組合活動の創造へ

中小企業組織活動に王道なし ―― 私たちは、協同組合や官公需適格組合といった既存制度を基盤に、「与えられる支援」でなく「自ら共通目的を実現するための提案を行う」ことで共同受注活動の拡大を実現してきました。

紹介した取組は、幾つかの工夫と努力はありますが、他地域でも十分「取組可能な全国標準モデル」です。

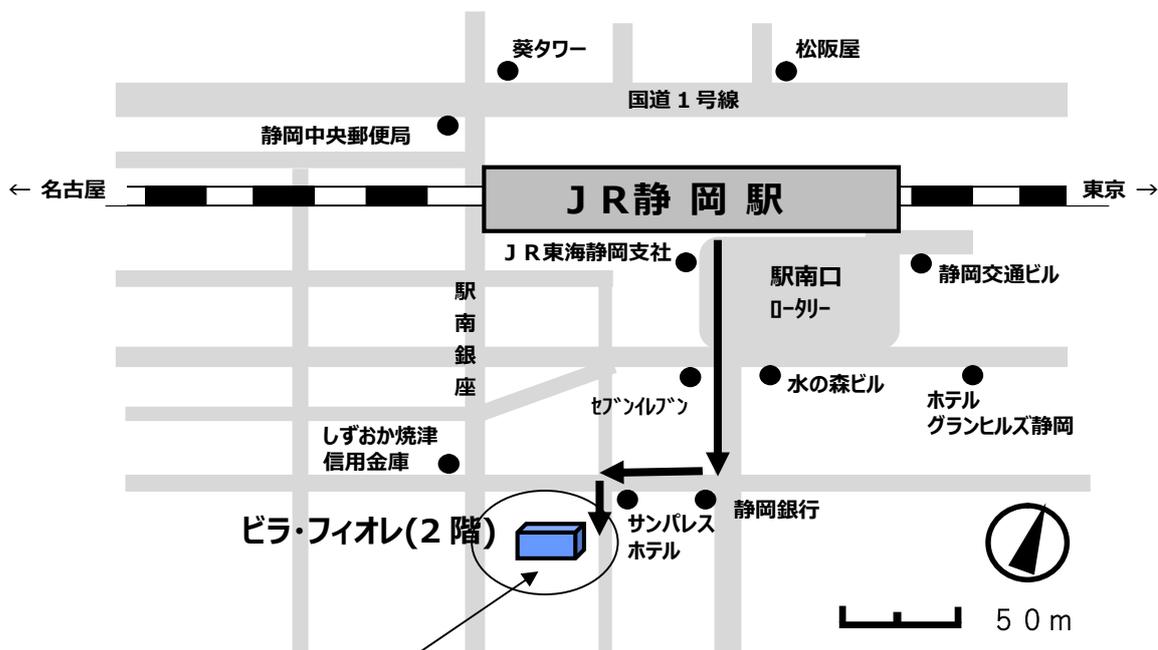
静岡県消防設備保守点検業協同組合は、健全な消防用設備等保守点検業の確立を通じた協同組合の新たな未来の創造を目指して、県内外の協働及び連携等の推進を図っていくことができると考えています(組合事務局では、組合HPから閲覧できる「ふじのくに消防用設備等保守点検ブログ」を毎日更新しています)。<https://www.siz-sba.or.jp/syob-k/>

力を合わせて、地域の安全・安心づくりを、そして協同組合の新たな未来を創造していきませんか！



官公需適格組合
静岡県消防設備保守点検業協同組合
組合員及び組合関係者一同

ふじのくに発「地域一体となった提案型共同受注活動」の創造
一般財団法人商工総合研究所 受賞作品集 37 ページ
第 23 回(2019 年度)中小企業組織活動懸賞レポート 本賞受賞



(組合事務局) 電話 054-287-5091 ファクス 054-287-5092
ホームページ <http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/>
メール syoubougyou-k@mti.biglobe.ne.jp
〒422-8067 静岡県静岡市駿河区南町5-3
〔 平日 ; 9:00~17:00 (職員常駐) 〕
〔 土日祝祭日は休み 〕

< JR 静岡駅南口から徒歩 3 分 >

組合活動 30 年史

発行日：令和 6 年度（2024 年度）吉日

編集発行：平成 6 年 7 月 18 日設立認可（静岡県知事）
平成 13 年 11 月 16 日官公需適格組合認定（中小企業庁）

静岡県消防設備保守点検業協同組合

（文責：仁科満寿雄）